

号証	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲3	Subject: 戸籍法違反について（東京法務局民事行政部戸籍課 担当 斎藤氏）	平成29年 (2017年) 11月17日	原告代理人 仲晃生	法務省は、外国国籍を自己の志望により取得した日本国民について、「日本国籍を喪失した者は既に外国人ですが、国籍喪失者本人が国内に居住する場合は、国籍喪失の届出義務があります」として、外国滞在中は国籍喪失届を提出する義務はないという運用を行なっていること。
甲9	法務省ホームページ（国籍Q & A） <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html</a>	不明	法務省	被告が、国籍法第11条第1項について、「自分の意思で外国国籍を取得した場合、例えば、外国に帰化をした場合等には、自動的に日本国籍を失います。」と解釈していること。（Q12）
甲10	平成21年（2009年）5月12日衆議院法務委員会議録	平成21年 (2009年) 5月21日	衆議院事務局	被告は、外国国籍と日本国籍の両方を有するいわゆる重国籍者に対して、いずれかの国籍の選択を迫る、国籍選択の「催告」を、人権上の配慮及び重国籍者の把握の困難などを理由に、これまでに実施したことがないこと。  これまでに重国籍による弊害が生じた事例がなく、被告も重国籍防止を徹底しようとはしていない旨の説明が政府委員からなされたこと。（6頁2段から3段の政府委員答弁）

甲11	国籍法第3版(抄)	平成9年 (1997年) 7月30日	<p>江川英文他</p> <p>国籍は、個人が特定の国家の構成員である資格を意味すると解されていること(3頁)。</p> <p>国籍が国際法上、国内法上、国際私法上の機能を有し、日本国籍を有することが国内法上、出入国・居住・就労の権利等を制約を受けずに行使・享受する等のうえで重要な意味を有すること(10~14頁)。</p> <p>国籍法第11条第1項の立法目的は重国籍の発生防止であり、重国籍発生を防止すべきとする思想の根底にあるのが、人は唯一の国籍をもつべきであるという思想(「国籍唯一の原則」)であること(18頁、131頁)。</p> <p>国籍法第11条第1項の最終文節は「日本の国籍を自動的に失う」と解釈されること(133~134頁)。</p> <p>明治憲法下の国籍法では、日本国籍の離脱には政府の許可等の条件が付されており、個人の自由意思に基づく日本国籍離脱が容易には認められなかったこと(138~139頁)。</p> <p>国籍法第11条第1項の定める日本国籍喪失について、それは「直接に個人の意思に基づくものではないが、志望により外国の国籍を取得することは、その反面、間接的には、従来 of 国籍を離脱する意思の表現とみるのが自然であるから、広い意味において個人の意思に基づく国籍の喪失の一場合とみることもできるであろう。」とする学説があること(131頁)。</p> <p>戸籍法上の国籍喪失届は外国国籍取得という事実を報告するものに</p>
-----	-----------	--------------------------	--

甲12-1	ノッテボーム事件判決	昭和30年 (1955年) 4月6日	国際司法裁判所	国際司法裁判所判決が「国籍は、国家と個人の間、愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯である。」と述べたこと。(23頁)
甲13	近時の裁判例にみる「人格権」概念の諸相	平成27年 (2015年)	木村和成	東京地方裁判所平成24年11月7日判決が「(人の出自・)国籍は自己の起源を認識する契機として、いずれも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」であると示したこと。(146(1434)頁)
甲14	家族と国籍～国際化の安定のなかで(抄)	平成29年 (2017年) 7月20日	奥田安弘	国籍は、国家による権利保障を受ける前提となるものであり、「権利を取得するための権利」と性質付けられることがあること。(18頁)
甲15	大日本帝国憲法義解(抄)	昭和15年 (1940年) 4月15日	伊藤博文(宮沢俊義校註)	日本国民は法律上の公権及び私権を享有すること。(46～47頁)
甲16	国民教育憲法大意 第三版(抄)	明治30年 (1897年)	穂積八束	明治憲法下では国民は「絶対ニ、無限ニ、国権ニ服従スル者ナリ」と考えられていたこと(31頁)。
甲17	民法修正案理由書 附 法例修正案 国籍法案 不動産登記法案 各理由書(抄)	明治31年 (1898年)		明治32年国籍法第20条(「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」)の提案理由が、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」とされていたこと(66～67頁)。

甲18	人権法（抄）	平成28年 (2016年) 7月20日	近藤敦	「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」と定める世界人権宣言第15条第2項と同様の規定がヨーロッパ国籍条約第4条Cにもあり、「ほしいままに国籍を奪われない権利」すなわち実体的合理性がない限り国籍を奪われない権利の保障は、国際慣習法となりつつあること（40頁）。
甲19-1	人権と国籍の恣意的剥奪	平成28年 (2016年) 6月30日	国連人権理事会	国連人権理事会決議において、「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」（第11項）と述べられたこと（4頁）。
甲20	複数国籍の容認傾向	平成24年 (2012年) 3月22日	近藤敦	複数国籍を容認する傾向が1990年代以降、急激に広まっていること。  人の国際移動と国際結婚が盛んになり、複数国籍が広く認められるようになった現代社会では、「国籍離脱の自由」（憲法第22条）は在外国民の「自国の国籍を離脱しない自由」を憲法上要請する規定だと解すべきこと。
甲21	昭和25年（1950年）4月5日衆議員法務委員会議録	昭和25年 (1950年) 4月28日	衆議院事務局	明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的が、新憲法及び改正民法の趣旨に合致しない点をあらためていくことにあつたこと（1頁第2段の政府委員の発言）。  国籍法第11条第1項（国籍法案第8条）の立法目的が、国籍の抵触防止（無国籍及び重国籍の発生防止）で、明治国籍法第20条をそのまま踏襲した規定であること。

甲22	昭和25年（1950年）4月19日 参議院法務委員会会議録	昭和25年 (1950年) 5月11日	参議院事務局	<p>明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的が、主として憲法及び民法の改正に伴って、憲法や民法の明文あるいは精神と合致しない点をあらためていくことにあったこと（7頁第4段政府委員の発言）。</p> <p>国籍法案第8条（現第11条1項）の立法目的の基礎に「国籍唯一の原則」があったこと（8頁第2段から第3段にかけての政府委員の発言）。</p>
甲23	昭和59年（1984年）4月3日衆議院法務委員会会議録	昭和59 (1984年) 4月12日	衆議院事務局	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議でも、「国籍唯一の原則」を被告が堅持する意思を示していたこと（3頁第3段、13頁第2段、15頁第4段、21頁第4段の政府委員の発言）。</p> <p>同審議において被告が、重国籍の発生防止を前提としない他国の制度の存在を認識していたこと（25頁第2段から第3段の野間委員と政府委員の質疑応答）。</p>
甲24	昭和59年（1984年）5月10日 参議院法務委員会会議録	昭和59年 (1984年) 5月23日	参議院事務局	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議でも、「国籍唯一の原則」と、二重国籍を認めるべきではない、二重国籍は国家にとって望ましくないという考え方を、被告が堅持する意思を示していたこと。（7頁第2段、12頁第4段の政府委員の発言）</p>

甲25	法典調査会速記録	昭和14年 (1939年) 12月		<p>明治31年（1898年）の国籍法典調査会で、法案作成者も重国籍発生の防止などできないと認識しており、法案を説明した梅謙次郎が「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」（42頁）などと述べたこと。</p> <p>同調査会において、古賀廉造委員が「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重国籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令テアリマス」（93頁）と発言したこと。</p>
甲26-1	<p>YEARBOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1954 Volume II, Documents of the sixth session including the report of the Commission to the General Assembly (抄)</p>	昭和29年 (1954年)	国際法委員会	<p>国際法委員会が国連事務総長の求めで作成した昭和29年（1954年）の報告書で、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということのみであるとしており、国籍唯一の原則はそこに含まれていなかったこと。</p>
甲27	いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか	昭和61年（1986年） 3月	永田誠	<p>「国籍唯一の原則」なるものは存在しないし、存在し得るはずがないこと。</p> <p>被告は、「国籍唯一の原則」が存在しないことを詳細に論証した意見書を、昭和58年（1983年）5月14日に永田から提出されていたこと（94〔583〕頁）。</p> <p>重国籍による弊害とされてきたことが本論文の発表までに現実問題化した事例はないこと。</p>

甲28-1	International Migration Policies: Government Views and Priorities (抄)	平成25年 (2013年)	国際連合	<p>2011年時点の国際連合の調査によれば、国連加盟国196カ国中、53%の政府が、外国に行きそこの国籍を取得した自国民が何ら制限なく自国の国籍を保持することを容認しており、その他の19%の政府が、外国に行った自国民が自国（出身国）の国籍を維持することを一定の条件の下で容認していること、残り28%の政府のみが、二重の国籍を許す規定を持たないとの調査結果であったこと。（6～7頁）</p>
甲29	重国籍 —我が国の法制と各国の動向	平成15年 (2003年) 11月	国立国会図書館立法調査局行政法務課 岡村美保子	<p>2003年、国立国会図書館立法調査局発行の「レファレンス」において、「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とはされていない状況にあること。国籍法を改正すべき時期が来ているのではないかと、問題提起がなされたこと（63頁）。</p> <p>156回国会で重国籍認容を求める請願がなされたこと（57頁脚注（2）（3））。</p> <p>国籍選択の催告が行われたことがない旨を平成15年2月27日参議院法務委員会で法務省民事局長が答弁したこと（58頁脚注（7））。</p>

甲30	重国籍と国籍唯一の原則 ～欧州の対応と我が国の状況	平成21年 (2009年) 8月	参議院第三 特別調査室 大山尚	<p>本論文が執筆された当時までに重国籍による弊害とされてきたことが現実問題化した事例はないこと（113頁2行目以下）。</p> <p>170回国会の平成20年11月27日参議院法務委員会で法務省が、国籍選択の催告が行われたことがない旨、答弁したこと（116頁脚注（45））。</p> <p>171回国会で、参議院に重国籍の請願を求める請願が提出されたこと（117頁）。</p> <p>平成21年（2009年）には、参議院第三特別調査室から、「例えば、国内においては、現行の国籍法がとっている国籍選択制度等による重国籍防止策を維持するが、主に国外に生活の拠点を有する者については、日本と居住国の重国籍を許容するといったような対応も考えられる」との提案がなされたこと（118頁）。</p>
甲31	国籍単一の原則に対する疑問	昭和59年 (1984年)	芹田健太郎	昭和59年（1984年）の国籍法改正当時、「国籍唯一の原則」を固守することの合理性、必要性に対する疑問が国際法の第一人者から提示されていたこと。
甲32	平成13年（2001年）6月28日 参議院法務委員会会議録	平成13年 (2001年) 7月6日	参議院事務 局	遅くとも平成13年（2001年）の151回国会までには、重国籍の容認を求める請願が提出されるようになっていたこと。（6月28日会議録、1頁）
甲33	1 国籍法抵触条約（翻訳） 2 二重国籍の場合における 軍事的義務に関する議定書（ 翻訳）	平成30年 (2018年) 3月15日	岩沢雄司	国籍法抵触条約（国籍法の抵触に関連するある種の問題に関する条約）及び二重国籍の場合における軍事的義務に関する議定書の内容と批准状況。



甲34	わが国が未批准の国際条約一覧—2013年1月現在	平成25年 (2013年) 3月	国立国会図書館 調査及び立法 法考査局 議会官庁資料課	無国籍及び複数国籍をなくすことを理想とし、国籍に関する一般的原則を定義する国籍法抵触条約について、被告が未批准である理由として、同条約第4条（重国籍と外交的保護の関係）が挙げられていること。
甲35	国籍法論（抄）	昭和8年 (1933年) 2月20日	兒玉政介	<p>国籍法抵触条約起草過程で、複数国籍を当然のものとする第3条を削除すべきとする主張もあったが、同条項は削除されず、採択された条約に残ったこと。（24頁）</p> <p>同条約6条を、被告は、外国に在る自国民に対する外交上の保護権の放棄であって出移民国（移民送出国）としてははなはだ不便を感じざる規定であるとして、調印にあたって留保したこと。（25頁）</p>
甲36	新国籍法論（抄）	昭和11年 (1936年) 7月1日	兒玉政介	<p>国籍法抵触条約の起草過程では、外国国籍を取得した場合の旧国籍喪失に出身国の許可等を必要とするかどうかに関して、移民送出国（許可等は必要と主張し、複数国籍発生防止よりも自国国民の確保を重要視するイタリアなど）と移民受入国（許可等は不要と主張する米国など）の間で深刻な対立があったこと。（315頁）</p> <p>その対立の結果、同条約の起草過程では複数国籍防止のために提案された基礎案第6条が、採択された条約では無国籍防止の条項（第7条）になったこと。（314～317頁）</p>

<p>甲37</p>	<p>国籍をめぐる東アジア関係 —植民地期朝鮮人国籍問題の 位相—</p>	<p>平成13年 (2001年) 1月20日</p>	<p>水野直樹</p>	<p>被告が、韓国併合以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛っておくため」に、複数国籍を容認する政策をとったこと。(216～217頁)</p> <p>被告が、国籍法抵触条約起草過程において、複数国籍防止に向けられた条約基礎案第16(外国帰化による国籍喪失条項)、第15(二重国籍者の国籍離脱条項)に対し、これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した、と評されていること。(315～316頁)</p>
<p>甲38 の1</p>	<p>International standards on nationality law: texts, cases and materials (抄)</p>	<p>平成27年(2015年)</p>	<p>Gerard-Rene de Groot and Olivier Willem Vonk</p>	<p>国籍法抵触条約の第1章に示される諸原則は国際慣習法になったこと。(87頁)</p> <p>同条約では二重国籍の発生を防ぐための具体的努力はほとんどなされなかったこと。(87頁)</p>

甲39	在中国日本国大使館のホームページ	平成30年 (2018年) 9月24日	原告代理人 仲晃生	<p>日本人と中国人の夫婦の子が中国で生まれた場合について、在中国日本大使館が、日本の国籍法に基づき3ヶ月以内に出生届をする必要があること、中国の国籍法に基づき管轄する公安局派出所に届ける必要がある、と説明していること。（「1・戸籍への記載」の項。）</p> <p>上記手続きの結果、その子は、日本大使館では日本パスポートの発行を受け、また中国の公安局から中国パスポートの発行を受けることができるが、中国からの出国の際には中国パスポートを使用する必要がある場合がある旨を説明していること。（「2・中国出国と日本人国の手続き」の特に（2）の項。）</p> <p>中国国籍法は複数国籍を禁止しているが、実際には複数国籍を防止し得ないこと。</p>
甲40	註釈日本国憲法（2） 国民の権利及び義務（1） §10～24 （抄）	平成29年 (2017年) 1月30日	長谷部恭男 編 土井真一他	日本国憲法が徴兵制を禁じており、被告も徴兵制を違憲としていること。（259頁）
甲41	平成18年（2006年）3月16日参議院法務委員会会議録（抄）	平成18年 (2006年) 3月30日	参議院事務局	参議院法務委員会で河野太郎法務副大臣（当時）が、「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入つてこられて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」と説明したこと。（10頁2段目、後ろから2つめの段落）
甲42	現代中国法入門〔第7版〕（抄）	平成28年 (2016年) 3月30日	高見澤磨、 鈴木 賢、 宇田川幸則	中国憲法の基本原理の一つが人民民主主義と敵対階級に対する独裁であり、中国憲法下では主権の帰属・享有主体が「人民」に限定されていること。（68頁）

甲43	「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較（抄）	平成17年 (2015年)	高橋孝治	<p>中国憲法33条1項の「公民」が中国国籍保有者であること。(152頁)</p> <p>中国における「公民の概念は人民の概念よりも大きく、公民は人民を含むばかりでなく、敵対分子をも含む」概念であり、「人民」は中国の主権者であること。(154頁)</p>
甲44	中華人民共和国解説（抄）	平成29年 (2017年) 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	<p>中国憲法は、社会主義、共産党一党独裁、民主主義的集中制を採用し(366～367頁)、「人一般の権利としての「人権」という概念を用いていない」こと。(368頁)</p> <p>中国憲法は、天賦人権思想を否定した社会主義的権利観をベースとしていること。(373頁)</p> <p>中国憲法の規定内容(1～56条)。</p>
甲45	大韓民国憲法	平成29年 (2017年) 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	<p>韓国憲法は国民の国防義務と兵役義務を定めていること(39条)。</p> <p>韓国憲法の規定内容。</p>
甲46	註釈日本国憲法(上巻) (抄)	昭和59年 (1984年) 3月30日	樋口陽一、 佐藤幸治他	<p>国籍自由の原則とは、国籍の得喪は個人の自由意思によるべきものであるという要請であり、「わが国の場合、日本国憲法によって立つ国際協和の精神からいって、できるだけかかる理想を具現するような国籍法制が定立されることが要請されている」こと。(210～211頁)</p>

甲47	民事月報39巻6号 「国籍法の一部を改正する法律の概要」(抄)	昭和59年 (1984年) 9月30日	法務省民事 局第五課長 細川 清	昭和59年に新設された国籍法11条2項の立法趣旨は、「(国籍法14条の)国籍選択制度と類似の制度を有する外国において、当該外国及び日本の国籍を有する者が、当該外国の法令に従い、当該外国の国籍を維持確保し、日本国籍を不要とする旨の意思を明らかにしたときは、その時に日本国籍を当然喪失することにある。」というものであり、同条項による日本国籍の喪失は本人の意思に依拠するものと言えること。(34~35頁)
甲48	平成16年(2004年)6月2日衆議院法務委員会議録	平成16年 (2004年) 6月21日	衆議院事務局	昭和59年改正において選択催告制度が新設されて以降、本条による選択催告が行われた例はないことの理由について、国会答弁において政府委員が、「国籍を喪失するということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろう」と説明したこと。(10頁最下段)
甲51	1950(昭和25)年4月4日衆議院法務委員会議事録	1950年 (昭和25年) 4月27日	衆議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。政府委員から新法8条(現行11条1項)に関する特段の言及はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と答弁している。
甲52	1950(昭和25)年4月4日参議院法務委員会議事録	1950年 (昭和25年) 4月21日	参議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。政府委員から新法8条(現行11条1項)に関する特段の言及はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と答弁している。

甲53	1950（昭和25）年4月10日衆議院法務委員会議事録	1950年（昭和25年）5月3日	衆議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
甲54	1950（昭和25）年4月12日衆議院法務委員会議事録	1950年（昭和25年）5月4日	衆議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
甲55	1950（昭和25）年4月21日参議院法務委員会議事録	1950年（昭和25年）5月13日	参議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
甲56	1950（昭和25）年4月24日参議院法務委員会議事録	1950年（昭和25年）5月9日	参議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）による複数国籍防止について答弁がなされているが、「国籍変更の自由の保障」に關係する質疑及び答弁は見られない。
甲57	国籍法逐条解説（510頁～511頁）	1974年（昭和49年）4月20日	田代有嗣	日本国民が外国に帰化しようとする際に、当該外国の帰化制度が帰化によって日本国籍を離脱することを求めている場合に、新法8条（現行11条1項）によってその者の当該外国への帰化がはじめて実現する、として、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という効用について解説している。
甲58	2002年のロシア連邦国籍法（抄）	2004年（平成16年）5月6日	奥田安弘 佐藤守男	第14条（簡易手続によるロシア連邦国籍の許可）2項a号において、ロシア国外で出生したロシア国民と外国人の夫婦の子が出生によりロシア国籍を取得しないことを前提に、出生後の簡易な手続によるロシア国籍の取得を認めている。
甲59-1	全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅲ（834頁～835頁）	2016年（平成28年）11月30日	木村三男 監修	スイスが複数国籍を認めていること。
甲59-2	国籍法部会資料1 スイス国籍法（1952年9月29日）	1982年（昭和57年）頃	法務省	1952年スイス国籍法では、外国籍成年男子がスイス国籍を取得するには帰化（法12条～16条。26条、29条。なお、旧国籍の扱いに関する17条は1990年の法改正で削除された（甲59の3））によるしかないこと。

甲59-3-1	Federal Act on the Acquisition and Loss of Swiss Citizenship (Swiss Citizenship Act, SCA) Of 29 September 1952(Status as of 1 January 2013) (抄)	2013年 (平成25年) 1月1日	スイス政府	スイス国籍法(1952年9月29日・甲59の2)の17条が1990年の法改正で削除されたこと。
甲59-4-1	Federal Act on the Acquisition and Loss of Swiss Citizenship (Swiss Citizenship Act, SCA) Of 20 June 2014(Status as of 15 February 2018) (抄)	2014年 (平成26年) 6月20日	スイス政府	スイス国籍法(2014年6月20日)での通常帰化の要件(9条、11条、12条)。
甲60-1	全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件V (624頁~625頁)	2017年 (平成29年) 8月9日	木村三男 監修	フランスでは複数国籍が認められていること。
甲60-2-1	France Civil Code (consolidated version as of May 19, 2013) (抄)	2013年 (平成25年) 3月19日	フランス政府	フランス民法(2013年3月19日)でのフランス人の配偶者の帰化の要件(21条の2以下)。
甲61-1	Liechtensteinisches Landesgesetzblatt	2000年 (平成12年) 7月13日	リヒテンシュタイン政府	リヒテンシュタイン公民権法には遅くとも2000年改正法以降、リヒテンシュタインへの帰化に際して原国籍の離脱が必須の要件とはされない旨を定める条項が存在すること。
甲62-1	Vance v. Terrazas, 444 U.S. 252 (1980) (抄)	1980年 (昭和55年)	合衆国連邦最高裁判所	合衆国では、議会の定めた市民権喪失要件に該当する行為が自発的になされた場合であっても、合衆国市民権は本人の市民権放棄の意図が証明されない限り失われないとされていること。

<p>甲63</p>	<p>逐条註解国籍法（338～340頁）</p>	<p>2003年 (平成15年) 10月30日</p>	<p>木棚照一</p>	<p>国籍法11条1項が本人に国籍離脱の意思がないにもかかわらず日本国籍を喪失させる根拠は、本人の離脱意思にあるのではなく、端的に複数国籍防止のためである、とする見解。</p>
				<p>日本国民の法的地位の規整については憲法原理との整合性が最優先されるべきこと。</p> <p>憲法上一定の意思ないし行為が「～の自由」として保障される場合には、論理必然的に「～しない自由」がそこには含まれると考えられていること。</p> <p>憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由を保障しており、</p>



<p>甲64</p>	<p>国籍を離脱させられない自由 ——国籍法11条1項による日本 国籍の剥奪——</p>	<p>2018年 (平成30年) 8月</p>	<p>柳井健一</p>	<p>ない日出を保障し、わが国籍 を取得した日本国民に対して、当 事者の明確かつ自発的な意思によ ることなく、日本国籍を喪失せし める法律は、憲法22条2項が保 障する日本国籍を離脱しない自由 を侵害すること。</p> <p>国籍の得喪に関し個人の自由意思 を尊重すべきであるとする国籍自 由の原則または国籍非強制の原則 を、国籍離脱の自由として憲法上 保障しているのが憲法22条2項とい えること。</p> <p>憲法22条2項により国籍離脱の自由 が憲法上の権利として保障されて いることの真髄は、当該国籍の変 動が当事者の「自由意思」によつ て帰結されることにあること。</p>
<p>甲65</p>	<p>憲法 第五版 (35頁～37頁)</p>	<p>2011年 (平成23年) 3月10日</p>	<p>芦部信喜 高橋和之</p>	<p>憲法は国民主権原理およびそれに 基づく代表民主制の原理を定めて おり、これら両原理は、基本的人 権の尊重と確立を目的とし、基本 的人権保障のための手段として不 可分の関係にあること。</p> <p>国民主権原理も基本的人権尊重原 理も、共に「人間の尊厳」という 最も基本的な原理に由来すること 。</p>

<p>甲66</p>	<p>日本国憲法〈第3版〉  (34頁～45頁、90頁～98頁、111頁～119頁、132頁～139頁、298頁～308頁)</p>	<p>2007年  (平成19年)  12月30日</p>	<p>松井茂記</p>	<p>憲法の定める国民主権は、憲法改正への国民の直接参加と、それ以外の通常の国の政治決定については、国民主権原理に基づく代表民主制を要請していること。</p> <p>憲法の定める国民主権原理における「国民」は、憲法秩序の下における「日本という政治共同体の不可欠の構成員」であり、憲法は、すべての国民がかけがえのない政治共同体の不可欠な構成員として尊重され、国民が国民としての権利を行使し政治参加することのできる過程を保障していること。その根底には、多元主義（プリュリズム）的な民主主義の考え方があること。</p> <p>国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されており、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されないものと考えられること。</p>
------------	--	---------------------------------------	-------------	---

<p>甲67-1</p>	<p>Afroyim v. Rusk 387 U.S.253,267(1967) (抄)</p>	<p>1967年 (昭和42年)</p>	<p>合衆国連邦 最高裁判所</p>	<p>合衆国には、「この国における市民権は、協働しながら遂行する事業の一部である。市民こそが国家であり、国家とはその市民である。我々の自由な政府の本質は、一時的に公職に就任中のある市民集団が他の市民集団の市民権を奪うことができるという法原則とは、まったく調和しない。」と判示した連邦最高裁判決があること。</p>
<p>甲68</p>	<p>過小包摂な規制と厳格審査の基準の下での目的審査のあり方について——EMA事件判決におけるスカリア裁判官法廷意見を素材として——（187頁～192頁）</p>	<p>2015年 (平成27年) 9月25日</p>	<p>金原宏明</p>	<p>合衆国判例において、言論内容規制の法令の合憲性判断にあたって、目的の「やむにやまれぬ利益」該当性の審査のほか、手段の必要最小限度性の審査の一環として過小包摂性の審査が要求される理由として、①過小包摂の存在が動機の疑わしさを助長すること、②立法目的達成の見込みの不足を示唆すること、③ある事項が規制対象から外されていることが立法府も法令の立法目的にはその事項を規制できるほどの重要性が実は存在しないと判断したことを示唆すること、などが挙げられていること。</p>

甲69	<p>憲法 I 基本権 (36頁～40頁、319頁～321頁)</p>	<p>2016年 (平成28年) 4月20日</p>	<p>穴戸常寿 松本和彦 他</p>	<p>国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が、権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。</p> <p>憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障していること。</p> <p>複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられること。</p>
甲70	<p>外国人はなぜ消防士になれないか 公的な国籍差別の撤廃に向けて (46頁～65頁)</p>	<p>2017年 (平成29年) 5月31日</p>	<p>自由人権協会</p>	<p>国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。</p>
甲71	<p>外務省ホームページ ビザ・日本滞在 ビザ免除国・地域(短期滞在)</p>	<p>2017年 (平成29年) 7月1日</p>	<p>外務省</p>	<p>外国籍となった者が親族訪問のために日本に入国するためには許可が必要になる場合があること。</p>

<p>甲72</p>	<p>注釈日本国憲法（２）  国民の権利及び義務（１）  §§10～24  (40頁～50頁、63頁～87頁、  139頁～160頁)</p>	<p>2017年  (平成29年)  1月30日</p>	<p>長谷部恭男  編  土井真一他</p>	<p>近年の憲法の注釈書では、国籍が  人権等の保障の前提条件であるこ  とから、本人の意思に反して国籍  を奪うことは原則としてできない  とされていること。</p> <p>「個人の尊重」原理が、立憲主義  及び基本的人権保障の基盤であり  、「我が国の基本的価値」であり  、「憲法の根本原則としてすべて  の法秩序に対して妥当する客観的  規範」であること。</p> <p>憲法13条後段の「公共の福祉」も  また「個人の尊重」原理に反する  内容のものであつてはならず、「  個人の尊重」原理に反する「個人  の尊重」原理に反する国家権力行  使の目的は「公共の福祉」として  正当化され得ないこと。</p> <p>「個人の尊重」原理にいう個人の  「尊厳」とは、交換可能な手段的  有用性を示す「価格」とは異なり  、固有の存在意義・目的を有する  存在者の価値的属性を示すもので  あり、各人を固有の存在意義・目  的を有する個人として尊重するこ  とは、各人の存在の唯一性および代  替不能性を承認したうえで、各人  の存在意義および生きる目的を最  大限尊重し、その実現のために活  動する自由を認めることを意味す  ること。そしてそれは、各人の個  性とその自由な発展を重んずるこ  とにつながるということ。</p>
------------	---	--------------------------------------	--------------------------------	---

甲73	憲法1 人権〔第5版〕 (14頁)	2013年 (平成25年) 3月30日	赤坂正浩他	憲法22条2項は、日本政府が日本国民の国籍を剥奪することを禁止しているという理解できること。
甲74	国籍法〔第3版〕 (20頁～21頁、61頁～63頁、77頁)	1997年 (平成9年) 7月30日	江川英文他	<p>憲法22条2項は、国籍の得喪に関し個人の自由意思を尊重すべきであるとする国籍自由の原則または国籍非強制の原則と呼ばれる原則に由来すること。</p> <p>日本の国籍法が血統主義を原則としていること。日本の国籍法は血統主義の補則として生地主義を採用したものであること。</p>
甲75	法制審議会国籍法部会 第2回会議議事速記録 (1頁、38頁～45頁、66頁～67頁)	1982年 (昭和57年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>1982(昭和57)年1月26日、国籍法を改正するために開催された法制審議会国籍法部会第二回会議で、国の担当者である田中泰久は、兵役義務のない日本では複数国籍が「困る」ことの「説明がしにくい」と言い、複数国籍は「いろいろな場合に困るのか」ということを私どもも考えたい」と述べたうえで、部会参加委員と幹事等に対して、複数国籍ではどのような場合に困るのかを指摘してほしい旨を請うたこと。</p> <p>現憲法制定により複数国籍防止を図る必要性も正当性もなくなってしまったことを、遅くともこの頃までに国は認識していたこと。</p>

甲80	全訂新版 渉外戸籍のための 各国法律と要件IV (707頁～708頁)	2017年 (平成29年) 3月23日	木村三男 監修	ドイツにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することを可能とする制度があること。
甲81-1	A Comparative Analysis of Regulations on Involuntary Loss of Nationality in the European Union	2014年 (平成26年) 12月	Gerard-René de Groot、Maart en Peter Vink	スペインにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することを可能とする制度があること。
甲83	署名提出の報告書	2019年 5月5日	原告代理人 仲 晃生	2018年2月25日に始まった、外国籍志望取得者が日本国籍を保持するか放棄するかを選択できるように国籍法11条1項を改正することを求めるインターネット署名で、2019年3月3日時点での賛同署名3万4762名分（署名者の居住国123カ国、1万7564名は日本国内居住）が、2019年3月5日、法務省民事局に提出されたこと。その後、本証拠説明書提出時点で賛同署名者数が3万6722名に至っていること。

甲86	法制審議会国籍法部会 第1回会議議事速記録	昭和57年 (1982年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で配布された資料の概要。（9～22頁）</p> <p>上記国籍法部会において、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかったこと。（39～40頁）</p> <p>昭和59（1984）年改正前国籍法下では、複数国籍となった者の複数国籍を解消する方法が本人の任意の離脱に任せるしかなく、そのことが法改正に当たって問題視されたこと。（41頁）</p>
甲87	国籍法部会資料VI 1「国籍法改正に関する問題点」	昭和57年 (1982年)	法務省	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に際して、複数国籍者に対し一定の期間内に外国籍の離脱を要求し、離脱が可能なのにそれをしない者に対しては日本国籍を喪失させる、という制度の導入の可否も検討するとされていたこと。（16～17頁）</p> <p>本人の意思と日本国籍喪失の関係が問題点として把握されていたこと。（15～16頁）。</p>
甲88	昭和59年（1984年）4月17日 衆議院法務委員会議録	昭和59年 (1984年) 5月9日	衆議院事務 局	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、政府委員が、国籍選択制度の導入により複数国籍の解消の面では国籍唯一の原則が強調されたかのように見えるが、他方で父母両系血統主義を導入したことにより、総合的に見れば現行法より複数国籍の解消全体が強まったということはないと考えている旨、答弁したこと。（2頁第1～2段）</p>



甲89	昭和59年（1984年）4月13日 衆議院法務委員会議録	昭和59年 （1984年） 4月27日	衆議院事務 局	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、国籍は、一旦与えられた後に国によって恣意的に奪われてはならないという意味では権利であろうと説明したこと。（4頁第3段）</p> <p>上記審議で政府委員が、「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた」旨、説明したこと。（14頁第3～4段）</p> <p>上記審議で政府委員が、国籍法11条1項について、外国籍を志望取得した場合には日本国籍が形骸化するので当然に日本国籍が喪失すると説明したこと。（17頁第3段）</p>
甲90-1	Search on Treaties	2019年 9月23日	ヨーロッパ 評議会	<p>1963年のストラスブール条約（「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」）をヨーロッパ国籍条約発効前に批准した12カ国のうちイギリス、アイルランド、スペインの3カ国は、兵役義務に関する第2章のみを批准し、複数国籍削減に関する第1章は批准していないこと。第1章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行なっていること。 （なお、スウェーデンはヨーロッパ国籍条約発効後に第2章のみを批准）</p>

甲91	フランス人とは何か —国籍をめぐる包摂と排除の ポリティクス（抄）	令和元年 (2019年) 6月20日	パトリック ヴェイユ (宮島喬他 訳)	<p>1963年「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」批准後も、フランスでは複数国籍を肯定する制度・運用が継続してきたこと。(373~374頁)</p> <p>1954年4月9日法を導入した際のフランスでの議論では、「外国でフランスの文化や道徳的・経済的影響を伝播させられる状況にあるフランス人に、たとえ職業に就いている国の国籍を自らの意志で獲得したとしても、フランス国籍を保持させることは重要である。国籍の取得はしばしば何らかの役割行使の条件である」と論じられていたこと。(376頁)</p>
甲92	国籍の任意取得による 重国籍 (国際法外交雑誌93巻5号)	平成6年 (1994年) 12月	国友明彦	<p>スイスの国籍法では外国国籍の任意取得によってスイス国籍を喪失しないとされてきたこと。スイスへの帰化の際の原国籍離脱義務は1990年改正で廃止されたこと、及びその際の議論の内容。(3頁、14~17頁)</p> <p>スイスで上記義務の廃止論の根拠の一つに挙げられていたストラスブール条約の改正作業では、移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっていること、ストラスブール条約の存在にもかかわらず複数国籍者は増加しており、複数国籍発生の防止はごく部分的にしか達成されていないこと、二重のアイデンティティーを持つことは当然であること、移住先国に定住する外国人でもいつの日か祖国に帰ってそこに住む可能性を放棄する</p>

			<p>ことを望まないこと、複数国籍から発生するとされてきた問題は、実際上は、過去にいわれていたほど深刻ではないと考えられること、等が挙げられていたこと。(22～25頁)</p> <p>ストラスブール条約(「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」)第1条に1993年、一定の範囲で複数国籍の発生を締約国に認める5～7項が追加されたこと。(26～27頁)</p>
甲93	意見書	<p>令和元年 (2019年)</p>	<p>日本国籍離脱の自由(憲法22条2項)は、本人が無国籍になる場合には認められないこと(8頁)。</p> <p>憲法22条2項が由来する米国で、市民には「自発的に市民権を放棄しない限り、自由な国に市民として留まる憲法上の権利」が認められ、米国市民権を放棄する自発的な意思の存在が証明されない限り米国市民権が喪失させられることはない旨が法定されたこと。(14頁)</p> <p>我が国においても日本国籍を剥奪することはやまにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されず、外国の国籍を志望取得しただけでは、日本国民の国籍を剥奪するためのやまにやまれぬ政府利益があるとはいえないこと。(10頁)</p> <p>平和主義・民主主義・人権擁護を促進する手段として複数国籍の増大を歓迎する見解が増えていること、複数国籍の肯定は本人にとって</p>

近藤敦

		9月24日		<p>こ。複数国籍の存在は平八に上ってプラスであり国家にとっても肯定的な要素を持つことが承認されてきたこと。(12頁, 14~20頁)</p> <p>1970年代以降、外国籍を志望取得した場合に原国籍を喪失させる制度を諸外国が次々に廃止し、廃止した国が世界の75%に達していること。(11~18頁) 廃止の理由として、複数国籍は、移民が社会的に排除されている問題を解消し、統合を実現する上で有益であるとの見方が強まったこと(14頁)や、「多くの住民が外国人のままで居住している国は、安定を欠き、民主主義の機能不全が問題となりうる。」(20頁) ことがあること。</p> <p>1997年に採択されたヨーロッパ国籍条約15条が、複数国籍に関して中立の立場を表明し、加盟国が自由に決定できることとしたこと。(12頁)</p>
甲94	新国籍法論(抄)	昭和11年 (1936年) 7月1日	兒玉政介	<p>国籍法抵触条約の起草過程では、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因とすべしとする基礎案が示されたが、最も議論が紛糾したのがこの点で、結果、採用されずに終わり、「無国籍に関する特別議定書」中の希望条項第五とされるにとどまったこと。(271~274頁)</p>

甲95	昭和59年（1984年）4月3日 衆議院法務委員会議録	昭和59年 （1984年） 4月12日	衆議院事務局	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、「国籍唯一の原則」が「世界における国籍を考える場合の一つの重要な原則とされている」として、同原則は「非常に重要な準拠すべき原則である」と考えている旨説明したこと。（3頁第3段）</p> <p>同審議で政府委員が、年間一万二千人程度の複数国籍者が生じるのではないかとの見通しを説明したこと。（5頁第1段）</p> <p>同審議で政府委員が、複数国籍のメリットを問われて「税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということでございますので、それほど差異はなかろうかと思えます」と答弁したこと。（12頁第4段）</p>
甲96	出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第4版（抄）	平成24年 （2012年） 10月1日	坂中英徳他	<p>出入国管理及び難民認定法における「出入国の管理」の具体的な意味内容、特に外国人の出入国の「公正な管理」及び日本国民の出入国の管理の各意味内容に関する解説。</p>
甲97-1	GLOBAL DUAL CITIZENSHIP DATA BASE (Maastricht University Maastricht Center for Citizenship, Migration and Development))	2018年 12月	Gerard-René de Groot、Maa rten Peter Vink	<p>マーストリヒト大学の「市民権、移民及び開発のためのマーストリヒト・センター」の調査によると、外国籍を取得した者の原国籍を当然には失わせないとする法制の国は、甲28号証の2011年時点の72%から75%に増加していること。</p>

甲98	国籍相談No. 429 (戸籍時報 No. 722)	平成27年 (2015年) 2月	法務省民事 局 民事第一課 職員	ペルー共和国国籍法第2条第3号は、外国にて出生し、父母のいずれか一方が出生によるペルー人で、未成年の間にペルー領事館で所定の登録が行われた者については、出生によるペルー人であると定めていること(75頁)。この場合、我が国国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」には当たらないと解されていること(76頁)。
甲99	国籍相談No. 434 (戸籍時報 No. 734)	平成27年 (2015年) 12月	法務省民事 局 民事第一課 職員	アルゼンチン市民法第1条第2項は、外国で出生した生来のアルゼンチン人の子で、アルゼンチンの市民権を選択する者についてはアルゼンチン人とする旨を定めていること。
甲100	国籍相談No. 436 (戸籍時報 No. 738)	平成28年 (2016年) 4月	法務省民事 局 民事第一課 職員	スリランカ市民権法第5条第2項は、国外で出生した者の親の一方がスリランカ国籍を有する場合で、かつ、1年以内又は大臣が認める期間において、所定の登録を行った場合に、スリランカ国籍を取得する旨を定めていること。
甲101	国籍相談No. 420 (戸籍時報 No. 698)	平成25年 (2013年) 6月	法務省民事 局 民事第一課 職員	甲98と同様の場合について、甲98の約2年前に被告は、「自己の志望によって外国の国籍を取得」した場合に当たると解していたこと。(114頁)
甲102	日本国籍保持疑義者(■■■■氏)の国籍確認について(回答)	平成22年 (2010年) 8月3日	法務省民事 局 民事第一課 長	ロシア人と外国人の夫婦の子でロシア国外で出生した者のロシア国籍の取得に関する規定であるロシア旧国籍法15条2項前段について、これが生来的取得の規定が後発的な志望取得の規定であるかが別件訴訟で争われているが、被告が同規定について「ロシア国籍の志望取得の規定である」との見解を示したのは、2002年に上記規定が廃止された8年後の、2010年8月だったこと。

甲103-1	A Comparative Analysis of Regulations on Involuntary Loss of Nationality in the European Union (抄)	2014年 12月	Gerard-René de Groot、Maarten Peter Vink	オランダにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することが可能となる場合があること。
甲104	全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件 I (抄)	平成27年 (2015年) 11月27日	木村三男 監修	「涉外戸籍のための各国法律と要件」シリーズは、各国の身分関係(婚姻、離婚、出生、認知(準正)、養子縁組及び養子離縁の成立要件等の概説を主とするものに過ぎないこと。(7頁)
甲105	〔一問一答〕新しい国籍法・戸籍法 (抄)	昭和60年 (1985年) 4月25日	法務省民事局 民事第五課 職員	昭和59(1984)年の国籍法改正の翌年、法務省民事局第五課職員名で発行された改正国籍法の解説書で、中国国籍法には中国公民が二重国籍を持つことを認めない旨の規定があるにも関わらず、中国と日本の複数国籍が生じる場合があることが、説明されていたこと。
甲106	国籍法部会資料「最近における諸外国の国籍法の改正の動向——両性の平等との関係を中心として——」(抄)	昭和57年 (1982年)頃	田中康久 法務省 民事局 第五課長	1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会の会議資料として提出された標記文献が、血統主義を採用するフランスやスイス、東ドイツ、チェコスロヴァキア、シンガポール、イスラエル、チュニジア、出生地主義の米国、イギリス、オーストラリアが、複数国籍の解消に積極的に取り組んでいない旨を報告し(13~63頁)、「国籍唯一の原則をどこまで貫くかは、国によって異なっている。」(63頁)、「諸外国における重国籍の取扱い、あるいはその解消方策については、各国の置かれた国内政策、国際環境の違いから大きな差異があり」「全世界的な傾向があるわけではないと考えられる」(67~68頁)と結論づけていること。

甲107	法制審議会国籍法部会 第4回会議議事速記録（抄）	昭和57年 (1982年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会において、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかったこと。（2～9頁）</p> <p>上記の国籍法部会において、田中康久幹事が、在外国民の選挙権行使に否定的な見解を示した上で、重国籍の解消については「基本的にはなるべく認める方がいいのではないか」と説明しており（23頁）、被告が国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するとか考えていたとはうかがえないこと。</p>
甲108	法制審議会国籍法部会 第9回会議議事速記録（抄）	昭和58年 (1983年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、細川清幹事が、「一応重国籍をなるべく発生しないようにするあるいは防止すると、可能であればそうするということが一つの理念としてあるとすると」と説明しており（52頁）、被告が国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するなどと考えていたとはうかがえないこと。</p>
甲109	昭和59年（1984年）5月10日 参議院法務委員会会議録	昭和59年 (1984年) 5月23日	参議院事務 局	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に際して、政府委員が、日本国籍の恣意的剥奪は許されないという見解を示していたこと。（4頁第2段）</p>



甲110	日本国憲法成立史 第四巻（抄）	平成6年 (1994年) 7月20日	佐藤達夫 佐藤功	日本国憲法制定のための枢密院での審議において説明された現10条挿入の理由は、①外国の圧力で憲法ができたという誤解を一掃するために修正を歓迎しようという空気があったこと、②実質が無害な規定であり形式的に良いということ、③議会の権威を示すことになって良いということであり（1000頁）、広い立法裁量に委ねるためという説明はなされなかったこと。
甲111	憲法 I 基本権（抄）	平成28年 (2016年) 4月20日	宍戸常寿 松本和彦 他	国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を剥奪することは憲法上禁止されていると解すべきこと。（33～34頁）
甲112	放棄された領土と住民の国籍（抄）	昭和53年 (1978年) 8月25日	宮崎繁樹	国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わしめんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限られると解すべきこと。（42頁）
甲113	憲法における「国籍」の意義	平成10年 (1998年) 5月	門田孝	「国籍」によって保障されてきた権利ないし利益は、「個人が政治的共同体に属する権利」と「個人のアイデンティティに対する権利」として説明しうること。（123頁）  民族的一体性を強調される従来の国民国家における国籍については、民族的一体性を強調されるが故に、国籍を持つと言うことは即、民族としてのアイデンティティを確認することにつながるものだったといえ、ある在日韓国・朝鮮人が日本への帰化を拒否する理由として「帰化してしまうことによって自分が在日韓国・朝鮮人としてじゃなしに、日本の方に行ってしまうというか、自分がなくなってしまうんじゃないか、というそういう気持ちがあるんです」と語っ

				<p>...を保持するものではないこと。（124頁）</p> <p>国境を越えての移動と定住が随処に見られる現代にあつては、国籍唯一の原則を貫こうとする限り、ある共同体へ新たに定住したうちのある者は往々にして、自己のアイデンティティを犠牲にその共同体の一員として認められるか、あるいは逆に、アイデンティティを保持して共同体構成員性の取得を断念するか、苦渋の選択を迫られることになるが、これらの権利は、そもそも一方を犠牲にして他方を取るといふ性格のものではないと考えられること。（125頁）</p>
甲114	法制審議会国籍法部会 第3回会議議事速記録（抄）	1982年 (昭和57年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>昭和57（1982）年頃、被告が各国の法制を調べたところ、外国への帰化によって当然に原国籍がなくなるといふ国が少なかったこと。（33頁）</p> <p>昭和59（1984）年改正前国籍法4条5号の、日本への帰化の際の複数国籍防止条件が、緩やかに運用されていたこと。（33頁）</p>
甲115	外国人の人権と国籍の再検討	平成9年 (1997年) 6月20日	山内敏弘	<p>平成9（1997）年に、「国籍単一の原則を見直して重国籍を日本でも積極的に認めることを…本格的に検討することの方がより適切で、かつ現実的ではないか」（6頁）として、複数国籍に伴う弊害とされてきたものは重大な支障にならないことが今日では広く認識されており、複数国籍を認める国も増大し、単一国籍の原則は、もはや国際社会に一般的に通用する原則ではなくなつてきていると指摘する文献が発行されていたこと。</p>

甲116	国籍と人権	平成9年 (1997年) 2月10日	山本敬三	ストラスブール条約の1993年の改正は、祖国へのアイデンティティを保ったまま居住地国の国民たる地位を取得できることが望ましいとされたものであり、国籍の得喪に関して個人の人格的利益を尊重したものと考えられること。かかる傾向が世界的に広まっているという事実が、ストラスブール条約改正以降本論文執筆時までに見られたこと。(134頁以下)
甲117-1	第2準備書面	平18年 (2006年) 1月17日	国	最高裁平成20年6月4日大法廷判決に係る事件のうち第2事件第1審(東京地方裁判所平成17年(行ウ)第157号・第184号~191号国籍確認請求事件)で、同事件の被告であった国が、昭和59(1984)年当時の諸外国の国籍取得制度、及び平成18(2006)年時点で被告が把握している最近の諸外国の国籍取得制度について主張したこと。(第2)
甲117-2	(乙1号証 副本) 諸外国の国籍取得制度について(報告)	平成17年 (2005年) 5月30日	法務省民事局 民事第一課 補佐官 泉本良二	被告が、出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について、平成10(1998)年から平成13(2001)年に調査、収集した資料を報告した内容。
甲117-3	(乙2号証 副本) 諸外国の国籍取得制度について(報告)	平成17年 (2005年) 10月20日	法務省民事局 民事第一課 補佐官 泉本良二	被告が、出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について調査した結果、平成17(2005)年10月20日までに判明した内容。
甲118	法制審議会国籍法部会 配布資料目録 (57・6・29現在)	昭和57年 (1983年) 6月29日	法務省	1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、関連条約や各国の国籍法、論点を整理したメモ等が配付されたこと。
甲119	国籍法 初版(抄)	昭和48年 (1973年) 7月20日	江川英文他	江川・国籍法の初版では、国籍法8条(現11条1項)に関して、「自己の志望によって外国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を抛棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである」と説明されていたこと。(59頁)

甲120	国籍法 新版（抄）	平成元年 （1989年） 4月30日	江川英文他	平成元（1989年）に発行された江川・国籍法の新版では、国籍法11条1項に関して、「厳格に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない」と述べ、以前の説明（甲119）を改めたこと。（120頁）
甲123	ウェブアンケートの案内	平成31年 （2019年） 4月30日	原告ら 代理人 弁護士	原告ら代理人が、日本国内で暮らしているとわかりにくい国籍法11条1項の問題点について、多くの人々の声を裁判所に届けたいと考えてウェブでのアンケートを実施したこと（回答期間は2019年4月30日～6月30日。回答の結果と報告は甲124参照）。

甲124-1	国籍法11条1項違憲訴訟 海外居住日本人の国籍に関する報告書	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	<p>原告ら弁護士が2019年5月から6月にかけて実施したウェブアンケートの回答内容。</p> <p>国籍法11条1項が、日本国民に苦渋の選択を強いるとともに、日本社会にとっても不利益をもたらしており、同条項が違憲無効となれば、個人及び日本社会にとっても大きなメリットがあること（介護の負担、相続問題、社会保障の受益、家族離散の防止などについて、「6. まとめ」）。（16～17頁）</p> <p>居住国の国籍を取得できないために実に様々な生活上の支障を甘受せざるを得ないという現実があること。</p> <p>多くの海外在住の日本国民が、その居住国でよりよい人生を送るために国籍を取得したい、国籍がないために被る不利益を回避したい、と願う一方で、国籍を通じて日本との繋がりを保っていたいとも切望し、そのために日本国籍を捨てて居住国に帰化することを躊躇していること。</p>
甲124-2	添付集計表 国籍法11条1項適用者	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、国籍法11条1項の適用対象者52名の回答内容。
甲124-3	添付集計表 外国籍取得予定者	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、外国籍取得希望と回答した者の回答内容。
甲124-4	添付集計表 その他（11条1項当事者以外、外国籍取得予定者以外）	令和元年 (2019年) 10月4日	原告ら 代理人 弁護士	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、国籍法11条1項対象者でも外国籍取得希望者でもない回答した者の回答内容。
甲125	「国籍」は揺らぎ続ける－世界の潮流から取り残された日本の国籍法（nippon.com）	平成30年 (2018年) 4月24日	丹野清人	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲126	「日本人」とは誰か？大坂なおみ選出についての雑な議論に欠けた視点（現代ビジネスWEB版）	平成30年 (2018年) 9月15日	井戸まさえ	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。

甲127	パッケンのちょっとマジメな話 日本は大坂なおみの二重国籍を認めるべき！ (NEWSWEEK日本版WEB記事)	平成30年 (2018年) 9月25日	パッケン (パトリック・ハーラン)	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲128	二重国籍、日本に「89万人」世界は容認、企業に利点 (日経新聞WEB記事)	平成30年 (2018年) 10月23日	高橋元気	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲129	グローバルな視点から「国籍」を考える (朝日新聞GLOBE+)	平成30年 (2018年) 10月31日	サンドラ・ヘフェリン	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲130	誤解だらけの二重国籍問題—外国人労働者受入れ拡大で国籍法を見直すべき (週プレNEWS)	平成30年 (2018年) 12月13日	サンドラ・ヘフェリン	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲131	【更新】大坂なおみ選手の快挙を機に二重国籍制度改正の議論を(アゴラ 言論プラットフォーム)	平成31年 (2019年) 1月27日	新田哲史	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲132	「大坂なおみ選手は日本人」と浮かれる前に、日本は二重国籍禁止を見直すべきではないか(HUFFPOST)	平成31年 (2019年) 2月4日	小笠原泰	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲133	パッケンのちょっとマジメな話 大坂なおみ選手の二重国籍が認められた！ (NEWSWEEK日本版WEB記事)	平成31年 (2019年) 4月10日	パッケン (パトリック・ハーラン)	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲134	【更新】大坂なおみ選手は国籍選択しないと「違法状態」になる(アゴラ 言論プラットフォーム)	平成31年 (2019年) 4月10日	池田信夫	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
甲135	「国籍って？ その国の一員である資格 二つの籍、認めない日本 大坂選手も選択の期限」 「日本人でも外国籍取ると失う」(朝日小学生新聞)	令和元年 (2019年) 9月10日	中塚慧	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。

甲136	研究チームがネット調査「二重国籍OK」5割超若い世代に「出生地主義」傾向（東京新聞）	令和元年（2019年）9月10日	東京新聞	最近の学術調査では、複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できること。
甲137	複数国籍「国民の受け止めは寛容」佐々木てる青森公立大教授（毎日新聞デジタル）	令和元年（2019年）10月1日	和田浩明	同上。
甲140	自己決定権（ジュリスト増刊「憲法の争点（第3版）」所収）	平成11年（1999年）6月	蟻川恒正	日本国憲法の保障する自己決定権の検討において、「自己定義」が、いわゆる「アイデンティティ」と同義で用いられており、「自己定義の根幹に関わる事柄について他者の支配を受けない権利」（自己決定権）があるとされていること。
甲141	文化戦争と憲法理論—アイデンティティの相剋と模索（抄）	平成18年（2006年）2月28日	志田陽子	今日の憲法学説の整理のなかでは、いわゆる「アイデンティティ」の憲法上の位置づけとしては、甲141の蟻川論文、甲142の竹中勲の整理が通説的な整理として受け入れられ、定着していること。
甲142	英国人にさせられた日本人（雑誌アステイオン）	平成30年（2018年）11月	鈴木章悟	日本国籍を剥奪された際に、当該個人のアイデンティティに与える衝撃の強度および性質。祖国を離れ外国に定住するに至った人々にとって居住国の外国籍の取得は、「居住国での権利獲得の手段としてのものであるところ…自分の身分及び現地で築いた生活の基盤を守ろうとすることはことはごく自然なこと…居住先の国籍を選択することは、生活の利便性の向上のためであるのと同時に、極めて基本的な人権を守るためという側面」であること。同時に、これは母国にアイデンティティを求める心理とは質が異なるもので、外国籍取得は「日本人としてのアイデンティティを放棄したい、という意味の表れではない…」と考えるべきこと。

甲143	「複数の国籍を保持することに関する調査」結果	令和元年 (2019年) 10月5日	佐々木てる 人見泰弘	最近の学術調査では、複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できること。甲136及び137で報道された調査結果についての日本社会学会での報告内容。
甲144	憲法〔第3版〕(抄)	平成7年 (1995年) 4月15日	佐藤幸治	国籍離脱の自由の保障の本旨は、「非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値をおいて国家を捉える立場の帰着点である」と指摘されていること(554~555頁)。
甲152	国籍法〔第3版〕 (16頁~21頁)	1997年 (平成9年) 7月30日	江川英文他	複数国籍の防止の必要性を重視する文献においても、国内管轄の原則(16~17頁)があることをふまえて、「国籍唯一の原則は、どこまでも、国籍立法上の一つの理想であり、できうる限り、無国籍および重国籍を防止すべきであるとするものにすぎず、この原則を徹底させることの不可能であることは前述のところからして明らかである」とされていること(19頁)。
甲153	法制審議会国籍法部会 第10回会議議事速記録 (抄)	1983年 (昭和58年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	1983(昭和58)年12月26日、国籍法を改正するために開催された法制審議会国籍法部会第10回会議で、国の担当者である細川清は、複数国籍者本人の「法律の不知」に配慮して選択催告を日本国籍喪失の要件にすることにした、と説明したこと。



甲154	國籍法(抄)	1938年 (昭和13年) 3月1日	實方正雄	<p>昭和13（1938）年には明治國籍法20条の説明として「國籍自由の原則」や國籍変更の自由を挙げる見解が現れていたこと（3～6頁）。</p> <p>同文献はまた、「日本人が其の志望によりて外國の國籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しない」のであるから「日本人として強制し置くことは適當ではなく」としたうえで、「此の場合の日本國籍喪失は外國國籍取得の反射的效果であって、直接日本國籍の離脱乃至拋棄に向けられた意思行為の法律効果ではない。だから、厳格に言へば、『意思行為に基づく法律効果としての國籍喪失』と言ふ項中に國籍離脱（國籍二〇條ノ二、二〇條ノ三）を一括して之を説明することは或は適當でないかも知れないが、制度の精神上かる取扱も必ずしも不當ではあるまい」と説明していたこと（56頁以下）。</p>
甲155	【地球コラム】兵役に「ためらいはなかった」 イスラエル軍の21歳日本人女性軍曹	2019年 (平成31年) 5月17日	JIJI.COM	<p>兵役のある国との複数國籍が生じたからといって、そのことが当該複数國籍者本人の人生における選択の問題となることはあっても、日本と兵役の衝突が生じるわけではないこと。</p>

甲156	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説—(抄)	2021年 (令和3年) 4月6日	木棚照一	<p>国籍法11条1項の立法目的として国籍変更の自由をもはや持ち出すべきではないと解されること(556頁)。</p> <p>国籍法11条1項は外国籍を取得した日本国民の間に実質的公平に反する現象を広く生じさせざるを得ない規定であり、1997(平成9)年頃には、毎年3万人程度の複数国籍の可能性を持つ人が生じており、すでに指摘した複数国籍の申請をめぐる実質的不公平の弊害が顕著になっていたこと(556～558頁)。</p> <p>国籍法11条1項の違憲性は、国連難民高等弁務官事務所の「無国籍に関する第5ガイドライン」中の「専断的(恣意的)な国籍剥奪」を防止するためのガイドライン(2020年5月)に則って検討されるべきこと(556～557頁)。</p>
甲157	条解行政事件訴訟法〔第4版〕(抄)	2014年 (平成26年) 12月15日	南博方他	<p>改正行政事件訴訟法第4条に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が当事者訴訟の例示として加えられたのは、当事者訴訟としての確認訴訟の活用を図り、国民の権利救済に資するとの意図に出たものであったこと。</p>
甲158	意見書	2021年 (令和3年) 5月3日	近藤敦	<p>本件訴訟の第一審判決は、憲法の基本原理である基本的人権の尊重、国民主権、平和主義、国際協調主義のいずれの観点からも不適切な憲法解釈を行い、憲法22条2項は「国籍を離脱しない自由」を保障しないという誤った解釈を行っており、これらの不適切で誤った判断が上級審では改められるべきこと。</p> <p>本件訴訟の第一審判決は、現実的な根拠の乏しい複数国籍の弊害を根拠に国籍法11条1項は合憲であると判断したが、これらの不適切な判断が上級審では改められるべきと解されること。</p>

甲159-1	GUIDELINES ON STATELESSNESS NO.5: Loss and Deprivation of Nationality under Articles 5-9 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness (抄)	2020年 5月	国連難民高等弁務官事務所	世界人権宣言15条2項の禁止する「専断的（恣意的）な国籍の剥奪」を防ぐために、国籍喪失に関する最低限の要件として、①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うこと、が求められること。
甲160	憲法義解 宮沢俊義・校注(抄)	1889年 (明治22年) 6月1日 (校注:1940年 (昭和15年) 4月15日)	伊藤博文	<p>明治憲法18条の「日本臣民タルの要件」についての伊藤博文の解説は「日本臣民たるに二つの類あり。第一は出生に因る者。第二は歸化または其の他法律の効力に依る者。」とされており、臣民たる地位の取得のみが想定されていたとも解し得ること。（46～47頁）</p> <p>明治憲法下の法律は、議会の審議を経て成立するものであったとはいえ、帝国議会は単に審議の場に過ぎず、帝国議会は「立法に参する者にして主権を分つ者に非ず。法を議するの權ありて法を定むるの權なし。」（65頁）とされていたこと。</p>
甲161	臣民の道(抄)	1937年 (昭和12年) 3月30日	文部省 教学局	<p>明治憲法下では文部省によって「皇國臣民の道は、國體に淵源し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。それは抽象的規範にあらざして、歴史的なる日常實踐の道であり、國民のあらゆる生活・活動は、すべてこれ偏へに皇下を振起し奉ることに歸するのである。」（1頁）</p> <p>「天皇へ隨順奉仕するの道が臣民の道である。」（42頁）、「皇國臣民たるものは大御心を奉體し、粉骨碎身、臣民の道を實踐して皇恩に報い奉らねばならぬ。」（44頁）などとされていたこと。</p>

甲162	國體の本義(抄)	1941年 (昭和16年) 3月31日	文部省 教学局	<p>明治憲法下では文部省によって「天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である。」(35頁)、「實に忠は我が臣民の根本の道であり、我が國民道德の基本である。我等は、忠によつて日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。」(38頁)などとされていたこと。</p>
甲163	国民教育 憲法大意 第3版(抄)	1896年 (明治29年) 8月	穂積八東	<p>明治憲法下の帝國議會の位置づけと権限については、「帝國議會ハ統治ノ機關ナリ統治ノ主體ニ非ズ」「帝國議會ハ天皇ノ統治權ヲ行フノ機關タリ臣民ノ權利ヲ行フノ機關ニ非ズ、臣民ハ帝國議會ヲ組織スルニ於テ參與スルコトアリ、然レトモ組織セラレタル帝國議會ハ國家ノ機關ニシテ臣民ノ事務所ニ非ス、其ノ職權ハ國家ノ機關ノ職權ニシテ臣民個人ノ權利ニアラサルナリ、例セハ立法ニ參與スルハ臣民ノ權利ノ行使ニアラスシテ統治機關ノ職權ヲ行フモノナリ」(43～44頁)とされていたこと。</p>
甲164	SWNCC228「日本の統治体制の改革」	1946年 (昭和21年) 1月7日	国務・陸・海軍三省調整委員会(SWNCC)極東小委員会	<p>明治憲法下の日本に関して、占領軍最高司令部が、「国家権力は、天皇の周囲にいる数少ない個人的助言者達の手握られ、選挙によって選ばれた、国会における国民の代表者には、立法に対し限られた範囲で監督的権限が与えられたただけであった。」(10頁(2))などと分析していたこと。</p>

甲165	憲法撮要(初版)(抄)	1923年 (大正12年) 4月30日	美濃部達吉	<p>明治憲法下の憲法の通説が、「國民タル資格ヲ國籍ト謂フ。國籍ハ唯人ノ身分資格ニ止マリ其レ自身權利ニ非ズト雖モ、國籍ヲ保有スルコトハ國民ノ權利ニシテ、國家ハ國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剝奪スルヲ得ズ」として、國籍を保有する權利を認め、本人の意思に反する國籍剝奪は許されないとしていたこと。(147頁)</p> <p>「國民ハ第一ニ國家ノ統治權ニ服従スル客體タルノ地位ヲ有ス」とされ、「一定ノ範圍ニ於テハ國家ノ支配ニ服従セザル地位ヲ有ス」(157～158頁)、「國民ノ國家ニ對スル義務ハ服従義務ノ一ニ歸スルコトヲ得」とされていたこと。(167頁)</p>
甲166	憲法撮要(改訂第5版)(抄)	1932年 (昭和7年) 1月15日	美濃部達吉	<p>明治憲法下で明治憲法は欽定憲法であると解されていたこと(100頁)。</p> <p>國籍剝奪禁止に関する甲165の見解が、「臣民タル資格ヲ國籍ト謂フ」との修正が離されながらも。現憲法制定のための議論が行なわれていた当時も維持されていたこと(143頁)。</p> <p>國民(臣民)の國家に対する服従義務に関する見解も維持され、臣民を國家の構成分子とみる立場から、國家は臣民の奉公忠誠を要求する權利を有するとされていたこと(153頁)。</p>
甲167	憲法撮要(改訂版)(抄)	1946年 (昭和21年) 8月5日	美濃部達吉	<p>國籍剝奪禁止に関する甲165の見解が、「臣民タル資格ヲ國籍ト謂フ」との修正が離されながらも。現憲法制定のための議論が行なわれていた当時も維持されていたこと(130～131頁)。</p> <p>國民(臣民)の國家に対する服従義務に関する見解も維持され、臣民を國家の構成分子とみる立場から、國家は臣民の奉公忠誠を要求する權利を有するとされていたこと(137～139頁)。</p>

甲168	日本国憲法原論(抄)	1948年 (昭和23年) 4月20日	美濃部達吉	<p>国籍剥奪禁止に関する甲165の見解が現憲法施行後も維持されていたこと。(153頁)。</p> <p>美濃部が現憲法下でも、国民を国家の構成分子と捉える国家法人説を維持しようと試みていたこと(159～頁)。</p>
甲169	新国籍法論(抄)	1936年 (昭和11年) 7月1日	兒玉政介	昭和11(1936)年までに明治国籍法20条の説明として「国籍選択の自由」を挙げる見解が現れていたこと(270～271頁)
甲170	官報号外(昭和21年6月26日)第90回帝国議会 衆議院 議事速記録(第五号)(抄)	1946年 (昭和21年) 6月25日	印刷局	<p>昭和21(1946)年6月25日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、金森徳次郎国務大臣が、政府提案の憲法案には臣民たる要件を法律に委ねる明治国籍法18条と同様の規定がないこと理由として、「従来ノ憲法ト違ヒマシテ、今度ノ憲法ハ大権事項ト云フコトニ幅ヲ認メテ居リマセヌノデ、主ナル事柄ハ総テ法律デ決メナケレバナリマセヌ、随テ憲法ニ規定ヲ置カナクテモ、国籍ヲ決メマスルノハ必ズヤ法律ヲ以テ決メナケレバナラナイ」として、政府提案の憲法案の下では国籍という主要な事柄は必ず法律で定めなければならないので、明治国籍法18条のような規定は不要であると説明していたこと。(76頁4～5段)</p>

<p>甲171</p>	<p>第90回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委委員会議録(速記)第三回(抄)</p>	<p>1946年 (昭和21年) 7月2日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和21（1946）年7月2日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、金森徳次郎国務大臣が、政府提案の憲法案には臣民たる要件を法律に委ねる明治国籍法18条と同様の規定がないことの理由として、「人間ノ基本ニ関シマスル問題ハ、総テ定ムルニ法律ヲ以テシナケレバナラス、命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ナイト云フノガ基本ノ原則デス」として、政府提案の憲法案の下では国籍という主要な事柄は必ず法律で定めなければならないので、明治国籍法18条のような規定は不要であると説明していたこと。（29頁3段）</p> <p>金森大臣はまた、誰を日本人とするかは現状を踏襲していく考えであり、国籍離脱の自由の保障などの修正を国籍法に加える予定であることを説明したが、日本国籍の剥奪を新たに可能とするような認識は示さなかったこと（29頁4～5段）。</p>
<p>甲172</p>	<p>第90回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委委員会議録(速記)第二十一回(抄)</p>	<p>1946年 (昭和21年) 8月21日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和21（1946）年8月21日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、芦田均委員長が、憲法10条（現行）が新たに追加挿入された趣旨について、「国の基本的法制として最小限度に必要なり」とする考えであることを説明しており、法律に広範な裁量を委ねるとか法律による国籍剥奪を新たに可能にするとかの趣旨であるという説明は一切なかったこと。（392頁3段）</p>

甲173	註釈日本国憲法(上巻) (抄)	1984年 (昭和59年) 3月30日	樋口陽一、 佐藤幸治他	<p>憲法前文第1項の掲げる国民の信託による国政の思想は、「その権威は国民に由来し」として統治の正当性根拠は国民に由来し、所在を指し、「その権力は国民の代表者がこれを行使し」として、より具体的に、国民が政治決定に参加すべきことの要請までを含み、「その福利は国民がこれを楽しむ」として、統治の目的が国民の福利にあるとするものであること。その思想の源流にはロックらの社会契約論があること。(26～27頁)</p>
甲174	ジョン・ロールズ—正義の理論(抄)	2002年 (平成14年)	塩野谷祐一	<p>現代の社会契約論では、「無知のヴェール」に包まれた原初状態(自由で平等で対等な市民同士が、各自が現実の社会において占める社会的・経済的地位、自然的資質や能力、知性や体力、選好・目的・関心、何を幸福と考えるか、性・年齢・職業など、自分に関わる一切の知識を知らない「無知のヴェール」に覆われた状態)の中で、特定の個人の立場を超えて、自分が現実社会のどのような立場に置かれても困らないように、合理的に、つまり自分が社会において考えられうる最悪の事態に見舞われたとしても人生全体で見れば最大の利益を確保できることを目指して、かつ、合意に市民全員が互いに従うことを受け容れるという相互性を前提として、原初の合意(社会契約)をなすことにより、社会契約は参加するすべての市民にとって正当化が可能なものとなると考えられていること。(15～16頁)</p>
甲175	国籍の役割と国民の範囲——アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて(1)	2011年 (平成23年)	坂東雄介	<p>米国では、国家の構成員ルールを設定する権限は、連邦議会が有する絶対的権限と位置づけられ(絶対的権限の法理)、移民法を中心に展開を遂げてきたこと(13頁、28～31頁)。</p>



<p>甲176</p>	<p>国籍の役割と国民の範囲——アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて(6)</p>	<p>2014年 (平成26年) 7月</p>	<p>坂東雄介</p>	<p>アフロイム対ラスク事件判決は、「主流派が、特定の人々を、合衆国の構成員であっても、合衆国構成員に相応しくないと判断した場合、主流派が、自らの権限を行使して、合衆国市民権に付着する権利を否定すること」を否定したものであること(83～91頁)。</p> <p>同判決を書いたウォレン判事は、別の事件で、「(市民権を剥奪することは身体に対する侵害ではなく、)組織化された社会における個人が有する地位の全体的な破壊である。市民権を剥奪することは、拷問よりも原始的な刑罰の形態である。なぜならば、それは、その刑罰を受ける個人にとって、何世紀もかけて発展した政治的存在を破壊するからである。この刑罰は、合衆国市民権という、国家的政治共同体および国際的政治共同体における地位を剥奪する。」(Trop v. Dules, 366 U.S. 86(1958))</p> <p>「市民権は、人の基本的な権利だからである。なぜならばそれは、諸権利を持つための権利だからである。」(Perez v. Brownell, 356 U.S. 44(1958))</p> <p>と指摘したほか、合衆国市民権の放棄を示す行為が自発的に行われたかどうかは、「明確で、説得力を持ち、絶対的な証拠(clear, convincing and equivocal evidence)」によって判断し、かつ、証明責任は合衆国側にある(Nishikawa v. Dulles, 356 U.S. 129(1958))と判示したこと(87～90頁)。</p>
-------------	--	---------------------------------	-------------	---

<p>甲177</p>	<p>オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」坂東雄介</p>	<p>2019年 (平成31年) 12月26日</p>	<p>坂東雄介</p>	<p>オーストラリアが、国外で自発的な行為の結果として他国の市民権を取得した者はオーストラリア市民権を喪失するという規定を2002年に削除・廃止した経緯と理由。</p> <p>最初に同規定の改正の必要性を勧告したオーストラリア人権委員会の報告書（1982年）によれば、自己の志望により外国籍を取得した者からオーストラリア国籍を剥奪する国籍自動喪失規定は、他国に滞在中にオーストラリア市民権を喪失させる規定であり、自国に戻る権利を定めた自由権規約12条 4項に違反する可能性があるなどとして、「何人も、恣意的に国籍を剥奪されない」として国籍への権利を定める世界人権宣言15条2項を援用していたこと。（227～229頁）</p> <p>移民合同委員会の報告書（1994年）では、「オーストラリア以外の市民権を有していることはオーストラリアへの忠誠を欠くという指摘は、感情的なものである。多文化主義が広く受け入れられている現在では、人々は単一の国籍でなければならないというのは時代遅れである。」「他の国へ進出するオーストラリア市民が、便益のためにその国の市民権を取得しようとしたときに、オーストラリア市民権を喪失してしまうため、外国での市民権取得を断念してしまう。」「弊害は外交上の手段によって克服すべきである」とされたこと（231～232頁）。</p>
-------------	---	-------------------------------------	-------------	--

<p>甲177</p>	<p>オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」坂東雄介</p>	<p>2019年 (平成31年) 12月26日</p>	<p>坂東雄介</p>	<p>s 17削除の決定打となったオーストラリア市民権委員会の報告書(2000年)では、「ここでの問題は、オーストラリアが複数市民権を認めるべきかどうか、ではなく、他国の市民権を申請し、取得したオーストラリア市民がオーストラリア市民権を喪失することを認めるべきかどうか、である。」「他国の市民権を求めることは、決してオーストラリアへのコミットメントが低下したわけではない」「(出身国の市民権を喪失せずに他国の市民権を取得することを容認しているニュージーランド、大英帝国、アイルランド、カナダ、フランス、米国、イタリアなどの)国々は、単純に、国際的に移動する人口を数多く抱え、彼らがたとえ他国の市民権を取得したとしても人々との結びつきを保持することができることを承認している。委員会は、これらの国々が上記の実践の結果として何らかの不利益を被っているとは考えない。」「市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。委員会は、この状況がオーストラリアにとって望ましい状況だとは考えない。同じように、オーストラリアの国益にも適うとは思えない。」との指摘がなされていたこと。(234～238頁)</p> <p>Re patterson; Exparte Taylor事件判決が、オーストラリア共同体を構成する政体構成員資格を剥奪する法律を制定する権限が議会にあることを前提としたうえで、「しかし、そのような議会の権限は、野放しではない。個人と共同体の関係性に変化があったときにのみ、その権限は行使する」と判示したこと。(239頁)</p>
-------------	---	-------------------------------------	-------------	--

甲178	国立国会図書館サーチ 選択制度、与党見直し検討へ 重国籍者46万人超に	2021年 3月	国立国会図 書館	2007年1月、複数国籍医者が46万人 を超えたとの報道があったこと。
甲179- 1	One-fifth of Swiss are dual- national	2021年 1月28日	Swiss.info	2010年から2019年までの10年間で 、成人（15歳）のスイス国民の二 重国籍者は70万人から100万人近く まで増加し、成人の5人に1人が二 重国籍となっていること。 2018年にスイス政府は、移民3世の 帰化要件を緩和するという二重国 籍を増加させる政策を採用したこ と。
甲180	複数国籍の日本ルーツの子ども たちの存在から問う「国のあり方」	2017年 (平成29年) 3月	武田里子	複数国籍は許されないとする風潮 が生来の複数国籍者の尊厳を傷つ けるものであること。
甲181	GHQ草案	1946年 (昭和21年) 2月	GHQ	GHQ草案の内容
甲182	註解日本國憲法・上巻(抄)	1953年 (昭和28年) 11月10日	兼子一	<p>現憲法は、日本から軍国主義及び 極端な国家主義を除去し、平和国 家を建設するという目的と、政治 ・経済・社会・文化のあらゆる領 域にわたり、官僚主義と封建制度 を排除し、自由主義的民主主義的 傾向を徹底せしめ、基本的人権の 尊重を確立するという目的とを 実現するために制定されたこと（3～ 7頁、24～25頁）。</p> <p>憲法調査会試案に対する「はげし い世論の反対に鑑み、最高司令官 が基本的と考える諸原則に基づき 、内閣の方針を変えさせることが 必要だ」として、GHQ草案の作 成が始まったこと（9～11頁）。</p> <p>憲法12条が普段の努力で憲法の保 障する権利及び自由を保持するこ とを国民に求めた背景及び理由（3 31～336頁）。</p>

甲183	(憲法問題調査委員会試案) 憲法改正・調査会の試案 立憲君主主義を確立 国民に勤労の権利義務 ／社説	1947年 (昭和21年)	毎日新聞	憲法問題調査委員会が作成した新憲法案の内容が天皇を主権者、国民を臣民とするなど旧態已然とした内容だったこと。
甲184	日本国憲法〈第3版〉 (6頁～14頁)	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	現行憲法の国民主権原理は、明治憲法によって立つ神勅主義を否定し、天皇主権の国家統治を否定して、国民こそが主権者であり政治共同体の不可欠の一員であるとするものであること。
甲185	註解日本國憲法・下巻(抄)	1954年 (昭和29年) 2月10日	兼子一	憲法が最高法規とされ、憲法97条が人類史における基本的人権の重要性を示した背景及び理由(1457～1464頁)。
甲196	政官関係と司法についての覚書 ——公務員制の憲法的再定位  (判例時報2475号臨時増刊「統治構造において司法権が果たすべき役割」第1部所収)	2021年 (令和3年) 5月15日	山本龍彦	米国、英国、ドイツの公務員制度は、第一過程(君主の特権的支配を合理化するための官僚制。ここでの官僚制の目的は、君主を頂点とする中央集権国家(近代国家)を確立することであり、このために官僚は、君主の官吏として臣民に対し特権的地位を主張できた。)、第二過程(市民革命後の近代市民国家の下における、「人民意思」を体現するものとしての公務員制。選挙で勝利を収めた多数派に対する応答性や「民主的行政能率」が重視された。)、そして第三過程(行政国家の下における公務員制)に分類でき、第三過程では、選挙で勝利を収めた多数派(特定政党)から公務員を保護し(身分保障と政治的中立性の担保)、公務員が、選挙によってその声が適切に代表されない社会的・経済的弱者も含めた「全体の奉仕者」として自らの責任性を中実な職

				<p>」として日頃の専門性に心天に職務を遂行できる仕組みが整えられたこと。(36～37頁)</p> <p>日本の公務員制度は、日本国憲法の制定によって、英米のような第二過程の民主的慣行を経ることなく第三過程に突入したため、日本国憲法が採用した第三過程の意義をよく理解することができず、戦後、規範的には第三過程にありながらも、制度的現実としては第一過程の残滓を内在させながら、理念ないし目的が混濁したような公務員制が存続してきた、といえること。(37～38頁)</p>
甲197	<p>司法権と違憲審査権——客観訴訟の審査対象</p> <p>(判例時報2475号臨時増刊「統治構造において司法権が果たすべき役割」第1部所収)</p>	<p>2021年 (令和3年) 5月15日</p>	<p>渋谷秀樹</p>	<p>憲法訴訟の実体理論には、人権と統治に関する実定憲法規範のみならず、その基盤となっている立憲主義などの憲法上の諸原理も含まれており、違憲審査においては憲法原理適合性が審査されるべきこと。(65頁)</p>
甲198	<p>日台複数国籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件調査報告書 (勧告書 日弁連総第25号)</p>	<p>2021年 (令和3年) 9月16日</p>	<p>日本弁護士連合会 人権擁護委員会</p>	<p>法務省は、日本国籍の選択宣言の後に行うべき国籍法16条1項の外国籍離脱の努力の履行については、「個別に確認しておらず、把握もしていない」こと(4～5頁、14頁)。</p> <p>法務省は、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、国籍法上複数国籍者に対し法律上の義務として課されている国籍選択義務を履行しない者に対する催告(国籍法15条)を実施したことはないこと(14頁)。</p>
甲199	<p>国籍選択制度に関する意見書</p>	<p>2008年 (平成20年) 11月19日</p>	<p>日本弁護士連合会 人権擁護委員会</p>	<p>法務省は、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、国籍法上複数国籍者に対し法律上の義務として課されている国籍選択義務を履行しない者に対する催告(国籍法15条)を実施したことはないこととして、「国籍選択の履行は、複数国籍者の自発的な意志に基づいてされるのが望ましい」からと説明していること(10頁)。</p>

<p>甲200</p>	<p>権威の文化と正当化の文化— —日本の違憲審査制はグロー バル化に耐えうるか  (判例時報2475号臨時増刊「統 治構造において司法権が果た すべき役割」第1部所収)</p>	<p>2021年 (令和3年) 5月15日</p>	<p>阪口正二郎</p>	<p>デモクラシーの下では国民が主権者であり、公権力は主権者であり「主人」である国民の負託を受けて公権力を代理して行使する「代理人」に過ぎず、公権力は「主人」である国民に対して自己の行為を正当化することでしかその「正統性」を主張し得ないこと。(163頁)</p> <p>公権力が自己の権力の行使の理由を説明しなければ、デモクラシーは機能しないと考えられること。(163頁)</p> <p>互いに異質で多様な個人から構成される社会を前提とするリベラル・デモクラシーの下では、公権力の行使は、互いに異質で異なった価値観を有する個人が、それにも関わらず、自由で平等な個人として相互に合理的に受容可能な理由(ロールズのいう「公共的理由」)の観点に基づいて正当化されねばならないこと。(165～166頁)</p>
<p>甲201</p>	<p>「投票間に合わない」「早くネット投票を」 衆院選の在外投票、海外邦人ら不満の声(The Asahi Shimbun GLOBE+)</p>	<p>2021年 (令和3年) 10月28日</p>	<p>朴琴順</p>	<p>2021年、衆議院の多数を占める政権与党によって選出された内閣総理大臣が、衆議院を解散するにあたって、在外国民の選挙権行使の機会を保障するための日程や手段を確保せず、在外国民の選挙権行使が著しく妨げられたこと。</p>

甲202	「国籍を離脱する自由」雑感	1994年 (平成6年) 5月	奥平康弘	<p>憲法学者の奥平康弘が、「ぼくには、国籍というものを単に便宜的なものを受け止めたくない思いがある。生まれたときからぼくのなかに埋め込まれていた国籍は、まことに冷たい制度であって反逆したくもなるが、疑いもなく自分のアイデンティティの一部（ビロング）を構成している。こういうものとして、冷たい制度でありながら、よきにつけ悪しきにつけ、情動的なるものが底辺を流れている。ときとところで衣の如く着替えるということは、ぼくにはできそうにない。」と述べ、生来の日本国籍が自分にとってのアイデンティティの一部になっていることを極めて率直に記していること。（8頁）</p>
甲203	判例セレクト「国籍法11条1項の合憲性」	2021年 (令和3年) 5月	毛利透	<p>本件訴訟第一審判決について、「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」、地裁判決では「自らの意思による外国籍取得の場合には事前に国籍選択の機会があることが重視されている」、「世界的な重国籍の広がり示すように、「婚姻」の意味と同様、「国籍」の意味も変化しつつある。国側が、外国籍の取得は日本国籍の放棄をも合意しているという「擬制」（木棚照一『逐条注解 国籍法』〔日本加除出版、2003年〕339頁）に固執しても、そう考えない人々が増加することは止められない。そのとき、いつまでこの「擬制」が説得力を有しつづけられるだろうか。」と憲法学者が評していること。</p>



甲204	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説—(抄)	2021年 (令和3年) 4月6日	木棚照一	国籍概念は、18世紀後半以降の国民国家の成立と深く結びついて成立したものであり、国民国家は、その各構成員が国家と呼ばれる共同体の全体に対しその権利を譲渡する社会契約によって成立するとする思想によって支えられていたこと。このような歴史を背景として、「法を解釈し、立法する者の行動指針として、社会契約説的観点から、国籍を捉え直すことは、グローバル化し、国家や国籍概念自体が相対化して、変動しつつある現代の関係を実質的に捉えるにとどまらず、個人の人権保障の観点から国籍を主観的権利との関係で捉え直す上でも、不可欠なことであるように思われる」と解されること。
甲205	条解行政事件訴訟法〔第4版〕(抄)	2014年 (平成26年) 12月15日	南博方他	差止めの訴えの場合に必要なとされる蓋然性とは、処分等の差止めを求める者が、処分等がされることの主観的なおそれを抱いているのみでは足りず、客観的にみて処分等がされる相当程度の蓋然性があることが必要であるが、処分等が絶対確実になされることまでは要しないとされていること。
甲206	海外から一票を！ 在外投票運動の航跡(抄)	2004年 (平成16年) 10月20日	海外有権者ネットワークA	在外邦人選挙権制限違憲訴訟（2005（平成17）年9月14日最高裁判所大法廷判決）の原告（上告人）らが、外国で生まれ育った日本国民ではなく、日本から外国に移住した日本国民であったこと。（384頁）
甲207	在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害 国籍法11条1項(国籍はく奪条項)(抄) 〔「JAIF国際結婚を考える会 会報誌第7号」〕	2022年 4月30日	中西みのり	コロナ禍で外国人のビザ免除が廃止され、国籍法11条1項のために日本国籍を喪失したと扱われている者は、「日本人の配偶者、または子」という特別短期ビザ（90日間）を取得しないと日本に帰国できなくなったこと。（16頁）

甲208	<p>コロナ禍で表面化した日本人の排他性と不寛容さ「国籍法第11条1項」「国籍選択制度」の存在の矛盾と国民主権、原論の自由を考える (抄) (「JAIF国際結婚を考える会 会報誌第7号」)</p>	2022年 4月30日	トルン紀美子	<p>コロナ禍で外国人のビザ免除が廃止され、国籍法11条1項のために日本国籍を喪失したと扱われている者が、日本に帰国するためのビザの発給を受けられず、親の死に目にあえなかったという事例が報告されていること。(6頁)</p>
甲209	<p>爺が孫に伝えた年頭のことば (「法の支配」第205号巻頭言)</p>	2022年 4月30日	<p>弁護士・ 元最高裁判 所判事 山浦善樹</p>	<p>日本国内で暮らしている人も、思いがけない形で国籍法11条1項に起因する苦悩に直面させられること。我が国の最高裁判所の判事を務めた法律の専門家でさえそのような事態から自由ではなく、山浦最高裁元判事が、「二人の孫が英国籍を取得したために、自動的に(本人の意思に反して)、母の生まれ故郷、爺や婆が住んでいる日本国籍を失ったとしても、二人は、変わらずに日本という国を大切に思っている。それなのに、二人が国籍を奪われて日本人として自由に戻れないことを考えると……これは爺としては納得できない。」(6頁)と心境を吐露していること。</p>

<p>甲210</p>	<p>判例紹介  国籍法の日本国籍剥奪条項の  合憲性  ――国籍法11条1項違憲訴訟  (「国際人権」33号)</p>	<p>2022年  10月30日</p>	<p>高佐智美</p>	<p>国際人権法学会の2022年年報「国際人権」第33号に本件訴訟の地裁判決の判例評釈が掲載され、その評釈では、</p> <p>①外国籍の取得をもって自動的な日本国籍の喪失を定める国籍法11条1項は憲法13条及び22条2項違反といえる、</p> <p>②複数国籍の防止という立法目的は今日においてはすでに合理性は失われたと解するのが適切である、</p> <p>③国籍の得喪にあたり個人の自由意志を尊重する国籍自由の原則からすれば、本人の意思確認を必要としない自動的な日本国籍喪失は国際人権法違反といえる、</p> <p>④事後的な国籍選択制度や例外措置を設けることが法技術的に可能であるにもかかわらず、それを行わず、場当たりの国籍剥奪を認めている国籍法11条1項は、合理的な理由のない差別である、</p> <p>⑤国籍法11条1項は一刻も早い法改正が行われるべきである、</p> <p>などとされたほか、</p> <p>場当たりの国籍剥奪の例として2014年にノーベル賞を受賞した中村秀治氏が2005年に米国籍を取得していたことがノーベル賞受賞をきっかけに明らかになり、その結果、パスポートの更新が認められず取り上げられることになったという事案が紹介されていること、</p> <p>及び、  この判例評釈の公刊が公知の事実であること。</p>
-------------	--	--------------------------	-------------	---

甲211	<p>複数国籍に関する社会意識 ——「複数の国籍を保持することに関する調査」の基礎分析から (「複数国籍 日本の社会・制度的課題と世界の動向」所収)</p>	2022年 12月25日	佐々木てる ／人見泰弘	<p>複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できることを示した学術調査（甲136、プレスリリース資料「複数の国籍を保持することに関する調査」結果。その報道については甲137及び甲138）の報告書が公刊され、当該調査の内容及び結果、考察等が公知の事実となったこと。</p>
甲212	<p>国籍法をめぐる日本人当事者の実情 (「複数国籍 日本の社会・制度的課題と世界の動向」所収)</p>	2022年 12月25日	武田里子	<p>弁護団アンケートを分析した武田里子による報告書（甲124の1、国籍法11条1項違憲訴訟 海外居住日本人の国籍に関する報告書）の内容を含む文献等が公刊され、公知の事実となったこと。 (なお、武田の「複数国籍の日本ルーツの子どもたちの存在から問う「国のあり方」」は甲180として提出済みである。)</p>
甲213	<p>国籍離脱の自由の規範内容と複数国籍の合理性 (「複数国籍 日本の社会・制度的課題と世界の動向」所収)</p>	2022年 12月25日	近藤敦	<p>近藤敦の意見書（甲158）を基礎とする論文が公刊され、上記意見書が指摘し論ずる内容が公知の事実となったこと。</p>

甲214	日本国憲法〔第4版〕(抄)	2022年 12月25日	松井茂記	<p>憲法学者の松井茂記が、甲66の改訂版で、</p> <p>①憲法10条を正式に権利規定と認めたこと。国籍を取得し、保持し、自らの子どもに国籍を伝える権利をその保護に含めたこと（つまり憲法10条を市民権保障規定と認めたこと）。（3頁）</p> <p>②本件訴訟の原審判決を紹介したうえで、「国籍を保持する権利は最も基本的な国民の権利であり、二重国籍が既に多くの国で認められている現在、二重国籍を否定しなければならないやむを得ない利益があるとは思われない」と論じ、国籍法11条1項は「憲法10条に違反し違憲無効だと考えるべきであろう。」と論じたこと。（129頁）</p> <p>③「日本という政治共同体のすべての構成員は、日本国民としての地位を保障されている。これが市民権である。憲法10条は、このような市民権を全ての日本国民に保障していると解されるべきである」（343頁）とし、「日本国民はその日本国籍を不当に剥奪されない権利を有している。日本国民から日本国籍を剥奪する場合には、やむにやまれない利益のための不可欠な手段であることの証明を必要とする厳格審査が適用されるべきである。二重国籍を否定し、外国の国籍を取得した場合に日本国籍を否定することは、明らかに違憲と考えられる。」（344頁）</p> <p>と論じたこと、並びに、この甲66の改訂版が公刊されたこと及びその内容が公知の事実であること。</p>
------	---------------	-----------------	------	--

甲215	実務戸籍法 改訂版	1990年 (平成2年) 5月30日	法務省民事 局法務研究 会	国籍喪失届の届出人について、「国籍喪失者本人については、外国人であるから届出義務は国内に在住する場合にのみ課せられるが、国外にある本人からの届出をさまたげない。」とされていること。(225頁)
甲216	『国籍唯一の原則』の再検討 ——MACIMIDEの調査結果に みる重国籍容認 国の国際的拡大——	2023年 (令和5年) 3月31日	菅原 真	2020年には外国国籍を志望取得した者の原国籍を自動的に失わせない国が150カ国(76.9%)までに増えたこと。  複数国籍に肯定的な国が増えている理由と背景の分析に関する学説の状況。  本件訴訟における国の主張の問題点。
甲217	新国籍論(抄)	1936年 (昭和11年) 7月1日	兒玉政介	甲117は、内務省内で満州国国籍法草案を検討した著者が、満州国国籍法の制定は先進諸国の立法例を参酌しその国独自の主義主張を按配して理想的法制を制定すべき絶好の機会であると考えて検討を試み、出版した文献であること。(1～2頁)  外国34カ国の国籍法令を参照して執筆されたが(引用外国国籍法令目録)、同文献で外国国籍取と同時に旧国籍を失うべきと定める国として挙げられているのは日本を含めて10カ国のみであり、外国国籍取と同時に旧国籍を失うべきという要件については「二重国籍防止の為め必要不可欠から規定であるが各國の立法例に於いては必ずしも之を一要件として規定して居らぬのである。」と解説されていること。(313～314頁)  国籍法抵触条約の起草過程では、外国国籍を取得した場合の旧国籍喪失に出身国の許可等を必要とするかどうかに関して、移民送出国(許可等は必要と主張し、複数国籍発生防止よりも自国国民の確保を重要視するイタリアなど)と移

				<p>民受入国（許可等は不要と主張する米国など）の間で深刻な対立があったこと。（271～273、315頁）</p> <p>その対立の結果、同条約の起草過程では複数国籍防止のために提案された基礎案第6条が、採択された条約では無国籍防止の条項（第7条）になったこと。（314～317頁）</p>
甲218	憲法答弁集〔1947-1999〕（抄）	2003年 （平成15年） 9月16日	浅野一郎他	<p>質問主意書に対する答弁書（1980（昭和55年）12月5日提出）で、当時の日本政府は、「徴兵制度は憲法13条、18条などの既定の趣旨からみて、許容されるものではない」との見解を示していたこと。</p>
甲219	国籍法 下巻（抄）	1950年 （昭和25年）	平賀健太	<p>1950（昭和25）年に平賀健太（法務府民事局第二課長、法務府民事法務長官総務室主幹）が著した国籍法の解説書では、志望による国籍取得の条件を例示するために挙げられた7カ国（原告が国籍を取得した米国を含む。）の中で原国籍放棄を条件とする唯一の国がチリであったが、それも「公証人の前で原国籍を放棄すること」を条件とするのみで、原国籍放棄がなされるべき時期は不明であったこと（286～292頁）。</p> <p>同書では、国籍法11条1項の日本国籍喪失にかかる意思の内容について、「志望によって外国の国籍を取得する場合には、その反面において当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであるから、これまた志望による国籍の喪失と呼ぶもさしつかえない」として、本人の意思に基づく日本国籍喪失であると説明されていたこと（358頁）。</p>

甲220	人権としての国籍の可能性	2019年 (令和元年) 10月	館田晶子	<p>①国籍を有することによってその国の国民としてのアイデンティティが形成・保持されるという側面があり、国籍の保持によって当該国家の国民であると自他にアイデンティファイされることにより、その国民としてのアイデンティティが形成・強化されることが越境研究で指摘されていること。(108～109頁)</p> <p>②国籍を有することで形成されるアイデンティティは個人の人格とも関わるため、国籍の剥奪はすでに形成されたアイデンティティを毀損すること。(110～111頁)</p> <p>③国籍に関するアイデンティティも、憲法13条を根拠とする人格権により保護されると解すべきこと。(111頁)</p> <p>④国籍自由の原則は、国籍に関する自己決定権を国籍制度の中に組み込むことを要請し、この要請も憲法13条を根拠に導かれること。(111頁)</p> <p>⑤国籍の変動に関して、憲法22条2項を前提とすれば国籍の恣意的剥奪は禁止されるというのがベースラインとなるべきと解されること。(111～112頁)</p>
------	--------------	------------------------	------	--



甲221	重国籍を認めない規定の合憲性 (東京地判令和3年1月21日判決)	2022年 (令和4年) 4月	江島晶子	<p>第1審判決に関する憲法学者による評釈が、東京地裁判決の内容を紹介したうえで、(1)社会背景、(2)学説の状況を紹介したうえで、「国籍法11条1項の合憲性—重国籍防止解消との関係」について、上記(1)の動向からすると「立法事実の検証を含め再検討すべき時を迎えている」と論じ、「憲法と国際法」について、「自己の志望による外国国籍の取得が、従来の国籍を放棄する意思を有していたとするのは、ある時点の社会を前提として採用された擬制」であり(木棚論文、甲12)、「人の国際的移動や国際結婚の増加を踏まえると、この擬制の妥当性は人権の観点から再検討が必要である」(毛利論文、甲105)としたうえで、「20世紀初期では国籍法の抵触解消にもっぱら関心があった国際法は、現在、人権という観点から国籍に対峙しており、これと憲法との再調整意が望ましい」と論じていること。</p>
------	-------------------------------------	-----------------------	------	---

<p>甲222</p>	<p>国籍法11条1項の憲法適合性 (東京地判令和3年1月21日判決)</p>	<p>2022年 (令和4年) 4月</p>	<p>国友明彦</p>	<p>第1審判決に関する国際法学者（甲53の著者）による評釈が、</p> <p>「UNHCRの国籍の喪失・剥奪に関する第5ガイドライン」に照らして国籍法11条1項は「国籍を喪失させるという手段との関係で比例性、相当性を持たない」とした木棚論文（甲12）などを紹介したうえで、</p> <p>この問題は「比例原則（憲法13条）違反の問題と考える。結論的には木棚説におおむね賛成である。」と論じ、</p> <p>さらに「重国籍の防止という立法目的はおよそ合理的でないと言えないとしても、一般的には日本と人格的なつながりを有している者の日本国籍を喪失させることを相当とするほどのものではない。」「重国籍の弊害の発生する具体的な危険性があるとしても国籍選択制度の運用で対処できよう。」と論じていること。</p>
<p>甲223</p>	<p>無国籍と複数国籍 あなたは「ナニジン」ですか？（抄）</p>	<p>2022年 (令和4年) 6月</p>	<p>陳天璽</p>	<p>文献で紹介されているケース②のAさんは、出生により日本国籍を取得した後、アルゼンチン国籍を志望取得したとして日本国籍を失った在日外国人として扱われるようになったが、さらにその後、アルゼンチン国籍の取得が志望取得ではなかったとして日本国籍を失っていなかったとされ、日本国民としての地位を回復したという事案があること。同事案をとおしてAさん個人の不利益以外の問題は生じていないと解されること。ケース①、ケース③の当事者に起きた日本国籍の得喪に際しても、当事者本人の不利益以外の問題は生じていないと解されること。</p>

<p>甲224</p>	<p>比較憲法史論の視座転換と視野拡大ーードゥブレ論文の進化と発展のための一つの試み</p>	<p>2016年 (平成28年) 6月14日</p>	<p>水林 彪</p>	<p>社会契約による国家形成の目的は、「君主制国家からの自由」と「市民共同的自己統治権力（市民的公共権力）による自由」にあり（304～306頁）、日本国憲法は、国民主権に基礎を置く市民的公共権力を用いての旧国家・旧社会の否定という使命を託された、共和国の理念を基調とするものであること（318～322頁）</p> <p>日本法制史の専門家である水林彪が、明治憲法から日本国憲法への転換について、「自由主義（ただし外見的立憲主義の下でのきわめて限定的な国家からの自由）から共和国（市民的共同的自己統治権力による自由）への転換という側面を有していた」が、国家権力による日本国憲法の運用は「しだいに、日本国憲法の本来の姿からはかなり隔たるものとな」り、「憲法解釈学の通説においても、共和国型憲法を自由主義的に解釈しようとする傾向が強かった」と分析していること（322～324頁）。</p>
-------------	--	------------------------------------	-------------	---

<p>甲225</p>	<p>国籍はく奪違憲訴訟に思うこと——日伯重国籍者として</p> <p>(武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)</p>	<p>2023年 (令和5年) 2月10日</p>	<p>国境を越える多重国籍人 A. H. M</p>	<p>複数国籍者が、「複数国籍は認められていない」という言説に触れるたびに自分は世間に滯められない存在なのかと、苦しんでいる事実。(54頁)</p> <p>日本政府が複数国籍者の存在を問題にしていないこと。(57頁)</p> <p>ブラジルでは国籍を本人の意思に反して奪うことは重大な人権侵害と考えられており、未成年者の場合はたとえ保護者や法定代理人の意思でも国籍喪失は許されないこと。(55～56頁、58頁)</p> <p>本件訴訟で問われているのは、国家による管理が重要な国家主義を選ぶのか、基本的人権が重要な民主主義を選ぶのかの選択であると考えられること。(59頁)</p>
<p>甲226</p>	<p>海外在住日本人の居住国国籍取得と日本国籍維持に関する調査結果</p>	<p>2023年 (令和5年) 2月10日</p>	<p>リード真澄</p>	<p>国籍法11条1項が在外邦人の幸福追求の大きな障害となっているという事実。</p>

<p>甲227</p>	<p>〔鼎談〕国籍法違憲判決をめぐって 高橋和之、岩沢雄司、早川眞一郎（抄） （ジュリストNo. 1366）</p>	<p>2008年 （平成20年） 11月1日</p>	<p>株式会社 有斐閣</p>	<p>2008年の国籍法違憲判決を契機とした鼎談で、憲法学者の高橋和之が、国籍を対内的に憲法という観点から考えるとき、現憲法を制定したのは国民であるから、論理的には、現憲法制定時点において国民は既に存在しており、現憲法制定以前に存在する、前憲法的あるいは超憲法的な存在として、国民の存在が想定されているというべきであり、その前憲法的あるいは超憲法的な国民の範囲を法律で裁量的に決めるとするのは、論理的に成り立たないと考えるべきと論じていること。（46頁）</p> <p>高橋和之が「憲法が想定する「国民」は、国籍を持つ憲法上の権利を持っている。憲法以前の「国民」というのは英語ではピープルであって、社会契約論のストーリーから言えば、ピープルが社会契約により国家を作り、憲法制定権者として憲法を制定した、憲法以前にピープルがいて、その人たちが憲法を作ったわけですから、国民主権の主体、憲法制定の主体としての国民というのは、少なくとも憲法上の存在としてあるわけで、それを法律によって自由に決めてよいという論理にはならない。」と論じていること。（47頁）</p>
-------------	--	------------------------------------	---------------------	--

甲228	立憲主義と日本国憲法 第4版 (抄)	2017年 (平成29年) 3月30日	高橋和之	<p>人権が憲法により保障されたものであり、国民はその当然の主体であるとするれば、憲法の下位にある法律が国民の範囲を自由に定めうると考えることはできず、人権が憲法により与えられたものではなく、論理上は憲法に先行するものであるとするればなおさらそうであり、論理上は国民の範囲は「社会構成員」として憲法以前に定まっていると想定しなければならないこと。</p> <p>その「社会構成員」が憲法制定により天皇・皇族と国民に分離され、憲法10条のいう国民とはこの段階の国民であり、憲法10条がそのような国民の範囲を法律で定めるとしたのは、自由に定めうるとする趣旨ではなく、論理上法律制定以前に想定されている国民（憲法上の国民）をいわば確認するという趣旨であると解すべきこと。（88～89頁）</p> <p>国籍喪失の場面での立法裁量は相対的に狭くなると考えるべきこと。（91頁）</p> <p>国際化が進展する今日、二重国籍は特権ではなく当人のアイデンティティーの重要な要素であることを考えると、国籍選択を強制することが個人の尊厳に反しないかどうかを真剣に考えるべき時が来ているとの指摘があること。（265頁）</p>
------	-----------------------	---------------------------	------	--

<p>甲229</p>	<p>憲法 I 基本権 第2版 (抄)</p>	<p>2023年 (令和5年) 3月30日</p>	<p>宍戸常寿 工藤達朗 松本和彦 他</p>	<p>憲法11条及び97条により、基本的人権は日本国憲法が制定された時から未来永劫、「現在及び将来の国民」に対して補償されなければならない、基本的人権が「国民に与えられる」とは、主権者である日本国民が、人権の存在と普遍的効力を承認し、この憲法を制定することによって「現在及び将来の国民」に人権を保障する(=与える)ことだと解すべきこと。(4頁)</p> <p>憲法は国民が共有すべき「物語」について描こうとするものであると佐藤幸治が論じていること。(5頁)</p> <p>基本権(日本国憲法が国民に保障する権利)の制限が憲法の要求を満たしているかどうかの論証において、目的・手段審査を行う場合の着眼点の内容。(17頁、76～77頁)</p> <p>甲69の新版で、松本和彦が、憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障しており、複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられるとする記述を維持し、本件東京地裁判決に対して「国籍を離脱しない自由の保障をそもそも否定し、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失が国籍離脱の自由を何ら制限するものではないと見なすことには疑問がある」と論じていること。(340～341頁)</p>
-------------	-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	---

<p>甲230</p>	<p>令和3年（2021年）12月17日参議院予算委員会会議録（抄）</p>	<p>2022年 (令和4年) 3月7日</p>	<p>参議院事務局</p>	<p>国が複数国籍の日本国民の人数を正確に把握することができないこと。（4頁第4段落～5頁第1段落）</p> <p>法務省は、平成16年度末までは、国籍選択期限が過ぎた後に国籍選択をしていないと推測される者に対して国籍選択をする必要がある旨の通知を发出していたが、平成17年度からはその通知の发出を行わなくなったこと。（5ページ第3段落）</p>
<p>甲231</p>	<p>国籍法をめぐる市民的不服従の実相  (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)</p>	<p>2023年 (令和5年) 2月10日</p>	<p>武田里子</p>	<p>武田が国籍法11条1項に関する当事者のエッセイ(甲224、231～233)やアンケート結果(甲225)などを報告書にまとめた理由。(5頁)</p> <p>を集積した目的。国籍法11条1項に関する当事者のエッセイ(甲126を含む。)の集積と分析をとおした武田の分析で、原告らの行為は「市民的不服従」であるにとらえられ、ロールズの『正義論 改訂版』(2017年)を引用するかたちで、市民的不服従の「役目は法への忠誠の範囲内で不正義にあらがうことで、正義からの退却を防ぎ、またそのような退却が生じた際にそれを矯正することにある」と論じられていること。(7頁)</p> <p>国籍法11条1項が戸籍の公証力の低下を招いていると考えられること。(10頁)</p> <p>韓国の外国籍不行使宣言と国籍法11条2項の関係。(17頁)</p>



甲232	<p>国籍法11条1項と私のリタイアメント・ライフ——告知義務不作為による人生への深刻な影響——</p> <p>(武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)</p>	2023年 (令和5年) 2月10日	坂本真一	<p>2013年にニューヨークの日系人会で国籍に関するセミナーが開催された際、元入管首席審査官であった領事が、米国人と結婚し米国籍を取得し2つのパスポートを所持していると自身の経験を語り、また、別の領事は、米国籍取得時には外国籍を取得した由の届出を領事館に提出してください、届出がない場合には日本の戸籍がそのままになり「2重国籍の状態」になります、という内容の説明をしおり、日本政府は複数国籍状態の防止や解消を重要な課題ととらえていないと考えられること。(38頁)</p>
甲233	<p>破綻をきたしている「国籍法」の運用に触れて——国民に対する不利益が起り守られるべき権利が阻害されている現状を案じて——</p> <p>(武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)</p>	2023年 (令和5年) 2月10日	鷹松弘章	<p>国籍法11条1項の運用は、外務省と法務省の認識の異なりがあったり行政担当者による恣意的な運用がなされるなど破綻しており、行政内部での混乱を生じさせるなど、担当者を疲弊させる原因となっていること。</p>
甲234	<p>どっかおかしくない？自覚のない国籍はく奪——提訴までの道のり</p> <p>(武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)</p>	2023年 (令和5年) 2月10日	吉田知浩	<p>国籍法11条1項により日本国内で生まれ育った子どもが、外国の規定の解釈によって日本国籍をはく奪される事例が多数生じていること、及びその被害者が日本国籍を回復するまでに要した道のりの遠さ、険しさ。</p>

甲235	世界人権宣言15条2項と恣意的な国籍剥奪禁止	2023年 (令和5年) 4月15日	近藤敦	本件訴訟の第1審判決及び原審判決の誤りと、憲法の体系的解釈によるなら国籍法11条1項は違憲無効であると判断されるべきこと。
甲236	(オピニオン) 時代の変化に取り残された国籍法11条1項	2023年 (令和5年) 4月17日	高佐智美	原審判決の論理を検証してもなお国籍法11条1項は違憲無効と考えるべきこと。
甲237	国際化と国籍 時代に沿った見直しを	2021年 (令和3年) 2月20日	朝日新聞社	第1審判決を受けて国籍法11条1項の検証と議論を求める社説が朝日新聞に掲載されたこと。
甲238	特集ワイド ノーベル賞・真鍋さん 米国籍で漢字表記、なぜ？ 「日本人」線引きの違和感	2021年 (令和3年) 12月13日	金志尚	真鍋叔郎氏のノーベル賞受賞を受けて、国籍法11条1項の検証と議論を求める特集記事が毎日新聞に掲載されたこと。
甲239	ニュースの門 国籍とは 日本人とは	2022年 (令和4年) 1月11日	安田龍郎	国籍法11条1項の検証と議論を求める特集記事が読売新聞に掲載されたこと。
甲240	国籍奪う規定 現実をふまえた検証を	2023年 (令和5年) 2月23日	朝日新聞社	原審判決を受けて国籍法11条1項の検証と議論を求める社説が朝日新聞に掲載されたこと。
甲241	人口と世界 逆転の発想(4) 高度人材獲得の選択肢に複数国籍、8割近くが容認	2023年 (令和5年) 4月6日	日本経済新聞社	多くの先進国で人口減少が始まり国境を越えた人材獲得競争が加速する中で、複数国籍の容認を含めた国家戦略が問われていると指摘する特集記事が日本経済新聞に掲載されたこと。

甲242	中国メディアが「二重国籍の問題」に注目 人口減少の危機に瀕しているのに、自国民から「国籍を奪う」不可解な日本	2023年 (令和5年) 4月17日	クーリエ・ ジャポン	サウス・チャイナ・モーニング・ポスト紙で、福岡地裁で係属中の国籍法11条1項違憲訴訟の原告にインタビューした記事が掲載され、人口減少の危機に瀕しているのに、自国民から「国籍を奪う」不可解な日本の姿が報道され、恣意的で不透明な日本の国籍法に疑問が投げかけられたこと。
甲243	朝日新聞GLOBE+  ニッポンあれやこれや ～“日独ハーフ”サンドラの視点～  海外で活躍する日本人の足を引く張る国籍法、19世紀から続く国籍はく奪規定の問題点	2023年 (令和5年) 4月18日	サンドラ・ ヘフェリン	山浦善樹最高裁元判事(甲209の著者)をスピーカーとして、国籍法11条1項の問題点を考える記者会見が日本記者クラブで開催されたこと。
甲244	現場へ！ 憲法を手にII 1 私の日本国籍 奪わないで	2023年 (令和5年) 4月24日	豊秀一	本件訴訟が最高裁判所に上告されたことを受けて、国籍法11条1項の問題点を指摘する特集記事が朝日新聞に掲載されたこと。

<p>甲245</p>	<p>「外国籍の志望取得をめぐる事例分析 [判例解説編] — 国籍法11条1項違憲訴訟」(2023年法学セミナー6月号)</p>	<p>2023年(令和5年)5月10日</p>	<p>松本和彦</p> <p>本訴訟の第一審及び控訴審の判決をふまえてなお、</p> <p>「憲法10条が、国籍の得喪に関する要件の定めを立法府に委任していると解しても、それは白紙委任ではありえない。特に、現在保有している国籍を喪失させることは、その国籍国との法的絆を断ち切り、当該個人に多大の不利益をもたらすおそれもあるので、国籍喪失にあたっては、本人の意思を十分に確認しなければならないはずである。」</p> <p>「憲法22条2項も国籍離脱の際の本人の意思に焦点を当てた権利規定と解すべきで、日本国籍の離脱意思のみならず、離脱拒否の意思も保障範囲に収め、国籍離脱の自由な意思決定を保障したものと理解される。国籍法11条1項は、外国籍の取得を望むものに対して、外国籍の取得と日本国籍の保持の二択を強いるが、このような二択強制は、国籍離脱の自由な意思決定に支障をもたらすものであるから、憲法22条2項の権利の制約とみなすべきでなかったか。」</p> <p>「法令が本人の意思に反する日本国籍の離脱を強いることは、国籍離脱の自由の制約に当たると解すべきである。」</p> <p>「たとえ複数国籍の発生防止にそれなりの合理性が認められるとしても、できる限り本人の意思に配慮した扱いが要るだろう。」(69頁)</p> <p>などと論じる論考が発表されたこと。</p> <p>同論考が、最高裁判所第三小法廷決定令和4年3月22日における渡邊恵理子裁判官の意見(夫婦同氏制を定める民法750条および戸籍法74条1号の規定は、「民法739条1項とあいまって、夫または妻の氏のいずれかを夫婦が称する氏として定めて届け出ることを要求することによって、婚姻をしようとする者に従前の氏を変更するか法律婚を断念するか二者択一を迫るものであり、婚姻の自由を制約することは明らかである。)」を参照して本訴訟の第一審判決及び控訴</p>
-------------	--	-------------------------	---

				<p>照して、本訴訟の第一審判決及び控訴審判決に疑問を投げかけていること。</p> <p>同論考が、本訴訟の第一審判決及び控訴審判決が平等原則違反を認めなかったことについて、「必要以上に複数国籍を敵視し、かつ、日本国籍の保持に関する個人の利益を軽視するものではないか。」と指摘したうえで、「そのように解された理由は、おそらく国籍の意義を、個人の側からではなく、国家の側からしか捉えなかったためであろう。しかし、国籍に触れた憲法規定(憲法10条及び憲法22条2項)は権利の章(憲法第3章)にある。権利である以上、個人の視点を忘れるべきではないだろう。」(71頁)と、厳しく批判していること。</p>
甲246	「外国籍の志望取得をめぐる事例分析 [問題解説編] — 国籍法11条1項違憲訴訟」(2023年法学セミナー7月号)	2023年(令和5年)6月10日	伊藤 建	本訴訟を素案とする設例問題とその解説が法学セミナー誌に掲載されたこと、及びその解説の内容。
甲247	国籍法11条1項の憲法及び国際法規適合性について	2023年(令和5年)7月31日	高佐智美	本訴訟の第一審及び控訴審の判決をふまえてなお、国籍法11条1項は違憲であり国際人権法にも違反すること。
甲248-1	Modernes Staatsangehörigkeitsrecht auf den Weg gebracht	2023年8月23日	ドイツ連邦内務省	ドイツで、外国国籍を志望取得した場合にドイツ国籍を失うとする国籍法の規定が削除されようとしていること、
甲249-1	Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern und für Heimat (抄)	2023年5月19日	ドイツ連邦内務省	ドイツで、外国国籍を志望取得した場合にドイツ国籍を失うとする国籍法第25条が削除されようとしていること、
甲250	〔6〕国籍法12条と憲法14条1項(「最高裁判所判例解説 民事篇 平成27年度:上(1月-6月分)所収」)	2015年(平成27年)	寺岡洋和	国籍法12条に関する平成27年3月10日最高裁判所第三小法廷判決の調査官解説の内容。